

平成24年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 ( 第 4 日 )

議事日程 ( 第 4 号 )

平成24年 9 月 20 日 午前 10 時 00 分 開 議

日程第 1 一般質問

- 1 3 番 鵜瀬 和博 議員
- 7 番 町田 正一 議員
- 2 番 呼子 好 議員
- 1 番 久保田恒憲 議員
- 1 7 番 瀬戸口和幸 議員

本日の会議に付した事件  
( 議事日程第 4 号に同じ )

出席議員 ( 20 名 )

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 久保田恒憲君  | 2 番 呼子 好君   |
| 3 番 音嶋 正吾君  | 4 番 町田 光浩君  |
| 5 番 小金丸益明君  | 6 番 深見 義輝君  |
| 7 番 町田 正一君  | 8 番 今西 菊乃君  |
| 9 番 市山 和幸君  | 10 番 田原 輝男君 |
| 11 番 豊坂 敏文君 | 12 番 中村出征雄君 |
| 13 番 鵜瀬 和博君 | 14 番 榊原 伸君  |
| 15 番 久間 進君  | 16 番 大久保洪昭君 |
| 17 番 瀬戸口和幸君 | 18 番 牧永 護君  |
| 19 番 中田 恭一君 | 20 番 市山 繁君  |

欠席議員 ( なし )

欠 員 ( なし )

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君  
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	白川 博一君	副市長 .....	中原 康壽君
副市長 .....	山下 三郎君	教育長 .....	久保田良和君
総務部長 .....	眞鍋 陽晃君	企画振興部長 .....	堀江 敬治君
市民部長 .....	川原 裕喜君	保健環境部長 .....	斉藤 和秀君
建設部長 .....	原田憲一郎君	農林水産部長 .....	後藤 満雄君
教育次長 .....	堤 賢治君	消防本部消防長 .....	小川 聖治君
病院部長 .....	左野 健治君	総務課長 .....	久間 博喜君
財政課長 .....	西原 辰也君	会計管理者 .....	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告をいたします。長崎新聞社壱岐支局ほか、1名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第4号により本日の会議を開きます。

・

日程第1. 一般質問

議長（市山 繁君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、13番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いいたします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

議員（13番 鵜瀬 和博君） おはようございます。それでは、通告に従いまして壱岐市長に対し、13番、鵜瀬和博が質問をさせていただきます。

大きく今回は、新離島振興法につきまして関連して質問させていただきたいと思っております。

来年の2013年3月末に期限が切れる離島振興法を、今回10年間さらに延長し、離島と本土の格差是正や地理的、自然的特性を活かした地域振興を目指し、改正案では定住の促進などを

目的に明記し、基本理念及び国の責務を新設されました。

新たな振興策としてガソリン流通コスト軽減をはじめ、妊婦の通院や出産支援、高校生の修学支援などソフト対策の充実を図る離島活性化交付金が創設されました。従来のハード整備重視から、ソフト施策へ国のメニューではなく各離島の実情に合わせた事業がより可能になったと思います。

一人でも多くの方がいかに住み続けられる島にするか、地元が知恵を絞ることが大切と考えております。新設の交付金制度とはいえ、国の厳しい財政状況を考えれば、費用対効果の高い創意工夫を尽くした提案でなければいけないと考えます。

長崎県が、独自に求めた離島振興基金の創設は見送られました。しかし、離島特区制度の整備を明記し、これまで離島振興を所管していた総務、農林水産、国土交通各大臣に加え、今回文部科学、厚生労働、経済産業、環境各大臣も追加されました。離島航路、航空路の整備支援などについて附帯決議を加えております。

今回の離島振興法の改正は、いわば離島定住促進法と捉えてもいいのではないかと私は考えております。そこで、市長にお聞きします。

市長は、今定例会9月会議において行政報告をされたとおり、もてもてナインティナインのお見合い大作戦の誘致や、年代ごとに内容を変えた男女交流イベント、イキイキお結び大作戦など、男女交流イベントに補正予算400万円の追加など、現在婚活事業を積極的に推進され、とても市長の意気込みを強く感じております。

このようなさまざまな婚活の出会いにより、意気投合すれば次は結婚となります。これまでUIターンをはじめとする結婚などの定住促進策を策定すべきと、何度となく一般質問において指摘をしてきております。それは市長も御承知のことと思います。そのたびに、市長は通勤通学交通費助成制度のほか、具体案がないと言われ、私も旧芦辺町をはじめ他の自治体の事例として、例えば新築を建てる場合や中古の住宅を買って改修し、5年から10年の期間を設定した上で、住宅建設の助成金やケーブルテレビの設置加入費、視聴料の免除、水道加入費の免除、固定資産税の減免などを参考として提案をしてきております。

今回、新離島振興法では離島の定住促進を図ることを目的規定に定められており、国の実施体制も先ほど言いましたように強化をされております。来年4月、法施行までにUIターンをはじめ定住促進策を策定すべきと考えますが、今回の改正法成立の感想とこれからの定住促進策について、市長の考えをお伺いします。

2点目は、今回の改正の最大の特徴は、離島の抱える雇用、介護、自然環境、エネルギーをはじめ、医療、福祉、交通、情報通信、教育、文化、観光、防災など、あらゆる分野にわたり、離島住民の定住にかかわるソフト事業支援を国を挙げて取り組まれるようになったことだと思いま

す。

本市の振興を図るため、離島活性化交付金制度や離島特区制度の活用など、あらゆる知恵を結集し、ぎざらしい創意工夫をした全国離島振興協議会会長としても、ぜひ全国の離島のモデルとなるような計画を早急に策定すべきと考えております。ぎざ市総合計画を推進する上、または今後の島の振興を考えると、これまでの制度で足かせとなっている制約等があったかと思えます。こういった交付金制度や離島特区の制度を活用すれば解決ができるのも多々多いかと思えます。そのために、市長のリーダーシップのもと、こういった制度を活用すべきと考えておりますが、市長の考えをお聞かせください。

3番目に、市長は日ごろより離島航路航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であり、いわゆる海の国道として重要な役割を担っているとされており、今回、そういった声を受けて、改正法でも航空路維持についても大変重視をされております。

ぎざ市地域情報化計画のアンケートでも、各世代で航空路などの欠航や運航状況などの提供サービス希望者が最も多く、海の国道として捉えるならば公的機関も既存の防災メールやぎざビジョン等のデータ放送などの活用により、情報を伝えるべきと考えております。そうすれば、九州郵船、ORCとも協力しながら、船、飛行機の利用者の利便性を高められると思えます。そういった仕組みづくりが必要と考えておりますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。議長（市山 繁君） 鶴瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。13番、鶴瀬和博議員の新離島振興法に関する御質問にお答えをいたします。

まず、感想ということでございますけれども、今回御存じのように現行離島振興法は21カ条ございます。それに、14カ条の追加があったということでございまして、改正離島振興法でございますけれども、まさに鶴瀬議員おっしゃるような、新離島振興法と呼んでもいいんじゃないかという、そのような感想を持っておるところでございます。

ただし、この中で6本の大きな柱がございまして、中でもやはり離島の国家的役割、重要性、これを目的条項として充実したこと、それから国の責務において離島振興するんだという、国の責任の明確化、そしてオールジャパンでいくなだと、離島振興オールジャパンでいくなだとすることで主務大臣が3から7に増えたというようなこと、こういったものが特色として挙げられると思っております。

一方で、その形はできたもののそれに魂を入れる、これはとにも直さず予算の獲得でございます。この予算の獲得をやるということで、私も全離振会長として責任を非常に痛感をしておるところでございます。ちなみに鳴り物入りで導入をされております離島活性化交付金、これについ

てはわずか8億円の概算要求でございます。私は、それで活性化できるのかということ強く申し上げておるわけです。ですから、またその離島特区についても、その概要等々についてまだ全然示されておりません。

そういった中で、私はこの改正離島振興法、すばらしい改正離島振興法でございますけれども、これを実施していくための今から、その実行力、それをやるためには国の前向きな、言葉だけではない、実質的な支援、これを望んでいきたいと思っているところであります。

そこで、1項目めの質問でございます。UIターンをはじめ定住促進策を策定すべきだということございまして、まさにそのとおりでございます。先ほど申しますように、予算の、限られた予算を有効に使う、私は今から地方の知恵比べ、いわゆる離島振興の知恵比べが始まると思っておるわけございまして、今から職員、頭を寄せてこの計画、全ての計画について対応したいと思っておりますが、ぜひ議員の皆様をお願いしたいのは、議員の皆様方からも具体的な提案をいただきたいと思うところでございます。どうぞ、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思っております。

まず、そして1項目めでございますけれども、確かに私は今まで島外通勤しか今のところ定住促進策はないんだということを申し上げてまいりました。しかし、今回のもてもてナインティナインのお見合い大作戦におきまして、足元にそういったものがあつたんだということを改めて気づかされたわけでございます。それは、心では思っておりましたけど今まで結婚相談員の方々が、そういった感じで推進をしておったわけです。今、結婚相談員はいらっしゃいませんけど。

ところで、今回のテレビ番組によりまして、市民皆様の機運が高まったと、これが何よりの援護射撃でございます。私は、この機運の高まりをますます高めるために力を入れて、お結び班を中心に、このお結び大作戦を展開するという強い決意でございます。そういったことで、ひとつ皆様方の御協力を賜りたいと思っております。

いろいろ先ほどから申しますように、UIターンの配慮ももちろんでございます。提案も今まで受けてまいりました。しかしながら、UIターンにつきましては一時的な助成とか、減免とか、そういったものではなかなか定住はしていただけない。Iターン、Uターンの方々は必ず仕事がありますかということがついてきます。そういった中で、そういったものも含めて、今島内に住む人でさえ仕事がないというときに、そういったこともあるものですから、なかなか実行ができません。しかしながら、知恵を合わせて、そういったものについても、ぜひ挑戦していきたく思っております。

2番目の改正の最大の特徴は、雇用、介護、自然環境等々のあらゆる分野にわたってソフト事業、ハード事業からソフト事業に変わってやるんだということでございます。まさにそのとおりございまして、先ほど申しましたようにオールジャパン、7の主務大臣でやるんだということ

でございます、あらゆることがこの離島の、今度の改正離島振興法のメニューに上がると思っています。

そういった意味でも、私は先ほど申しますように知恵比べでございますので、いろんなアイデア、そして当然のごとくプロジェクトチーム等々によって、このいろんなメニューに対応する事業というものを手を挙げていきたいと思っておるところでございます。いずれにしましても、創意工夫、知恵を結集するそれはもうまさに議員おっしゃるとおりでございます。

3番目に、離島航空路、これについていわゆるORCや九州郵船と提携をして、その利用の利便性を高めてほしい、そういう仕組みがほしいということでございます。まさにそのとおりでございます。私は海の国道、もちろんそしてJR並み運賃の実現、これは改正離島振興法でも物流、人流の格差をなくすんだということをうたわれております。私は、JR並みだということをずっと強調しておるわけでございますけれども、そういったことの航路運賃もそうでございますけれども、利便性という面におきましては、まさにそのとおりだと思っておりますけれども、実は18日に対策協議会を、航対協を行いました。

その中で、今の意見につきまして九州郵船あるいは委員の皆さん方と協議をしたわけでございますけれども、やはり利便性の向上というのは、まず船の欠航状況を知りたいということがまず第一でございました。そのことが、例えばこの船が欠航ならばじゃあ飛行機で行こうとか、そういったあれになるんだというようなことでございました。そういう中で、実は九州郵船に私はケーブルテレビで朝1便はやっておりますけれども、その後の便はお問い合わせくださいということにしておるわけでございます。

そういったことで、私は市を介してそういう情報を流すんじゃなくて、九州郵船そのものが、その情報を流してくれということをお願いしました。実は、国土交通省が行っております公共交通事業者の運航情報を提供するサービスに九州乗物インフォコムというのがございまして、ここに九州郵船を今載せております。載せておりますけれども、お問い合わせくださいということで電話番号だけ書いておるわけです。そうではなくて、これを各便の欠航についてそこに情報を載せてくれんかということをお願いをいたしました。

しかしながら初めて、もちろん九州郵船も聞いたこともございましょうが、難色を示したところでございます。そういったことにつきまして、時間もございませんでしたから、そのことをとり切って近いうちに航対協で協議をするということ約束をしたところでございます。

私は、この情報というのはいろんなところを介するよりも、当該会社が情報を提供すべきだと思っておるところでございます、これについては強く要求していきたいと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、私は全離振会長といたしまして、この改正離島振興法の実効性ある

いは予算獲得、そしてその離島のこの改正離島振興法が目的とすることに、実際に効果があるような、そういったことで取り組んでまいりたいと思っております。全国離島振興協議会長でもそうでございますけど、その前に壱岐市長でございますので、壱岐の発展について一生懸命考えてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回3つ、小さく3つの質問をさせていただきました。市長の今回の新離島振興法につきましては、並々ならぬ決意のもとに成立を、協議会長として成立をされております。

そして、それを受けて今回の婚活については、市長が言われたとおりかなり機運が高まってきているので、ぜひその定住促進については今後考えたいということですが、市長が22年度においても、先ほど市長が言われましたとおり、定住促進を図るためには安定した就業先と住まいが条件となり、その面の根本的な解決を図っていかなければ、奨励金制度だけでは定住につながらないと。就業支援の施策としてIターン、Uターン者のみならず、まずは島内の未就労者対策と合わせて総合的な就業対策を定住促進策として検討をする。

また、住まいと住居対策については、空き家、空き地の貸し出し希望者の調査を実施し、空き家、空き地情報バンクへの登録を呼びかけ、定住希望者への情報を提供していきたいと。定住促進策だけではなくて、就業対策とあわせてこれを実施したい、対象者の拡大について充実していきたいと、22年に言われております。

市長が先ほど言われました議員の提案をお願いしたいということで、さまざま提案をしております。今日の御答弁ではぜひ定住促進を考えていきたいということですが、毎回そういった御答弁をいただいております。そのたびに、市長はやってくれるだろうと期待をしておりますけれども、一向に進まない。それで、ぜひ芦辺町あたりの例を知っておりますので、その研究からしていただきたいという部分と、定住促進でその就業先ですね、今市長が全国初の漁業者認定制度を設立をされ、そして農業についても新規農業者のいろんな支援策があります。

ただ、それはそれぞれ窓口が別になっております。今、婚活についてはお結び班でされておりますけども、そういった部分の一貫性をしたときに、そういった人たちの問合せ先としてどうか窓口を一本化できるような対策がとれないものかと考えております。そのお結び班にするのか、その辺は先ほど施策内容、特区等についてはプロジェクトチームをつくってその中で検討していくということでしたので、それはもうぜひしていただきたいと思うんですが、今後その定住促進策をする上で、窓口はここにしますと、ここでこういうふうに検討をしますということをご明言していただきたいんですね。

そして、もう離島振興法が来年の4月からもう施行ですから、先ほど市長が言われましたとおり、法の整備、国の対応についてはまだ不十分なところがありますし、今後国も今政権がどうなるかわからないような状況で、少しはおくれるかもしれませんが、施行の期限が決まっていますので、それに向けてぜひ市長も気合を入れて、婚活同様にその先の定住促進と就業対策については取り組んでいただきたいということをお願いをしておきます。

そこで、これまでの定住促進策については、例えば一時的なものでUターンの方については、結婚お祝い金とか、家族が転入した場合に20万円とか、15万円なら15万円で、お金を支給するようなタイプ。全国的に見てもそういうのが多いのが実情です。私は、定住促進の補助については、現在、大型店舗の進出やインターネット通販の普及・拡大により、島内の小売業者は大変厳しい状況というのは、市長も御存じかと思います。

そこで、定住促進の補助をする場合は現金ではなくて、壱岐市商品券などを渡すようにすれば、島内にお金が落ちますので、お金が回る仕組みの一つとして御提案をさせていただきたいと思います。

そして、例えばその例として平成23年の4月から壱岐ケーブルテレビの新規設置については、現在加入負担金として3万円を支払うように今、条例制定をされております。この住宅を、新築や中古の住宅へ購入して引っ越したり、改修をしたりする場合というのは、同じように23年の4月以降は3万円を払うようになっています。

そこで、住宅を新築したり、中古の住宅を買ったり改修をしたりして名義を変更するということは、いわば定住の意識がある私は考えております。その加入金と同額の商品券を、例えば定住奨励金のお祝いとして助成すれば、実質ケーブルテレビの設置加入負担金は負担金なしとなります。一旦は本人さんから加入負担金を支払われますので、条例の改正もないと考えております。本来なら告知放送機も設置されておりますので、防災無線に変わりますして市民の安全・安心を守る告知機として市が無償で設置すべきだと思いますけども、ケーブルテレビの機能もありますし、工事費加入負担金として負担をいただいております。

平成23年度実績で新築が105件新築をされております。つまり言いかえたときに105世帯がもう既に定住をされていると考えていいと、定住されると、されているんですかね。予算からすれば3万の105件で315万円ほど、年間それくらい、ケーブルテレビに関していえば、そういったのも一つの定住促進のひとつ検討する課題ではなかろうか、値する内容じゃなかろうかと考えております。こういった提案について、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、先ほど離島特区の話がありました。今まで特区につきましては、構造改革特区で、これかなり制約等もありましてお金も出ないような状況でした。それで、そのときも私は提案を

させていただきましたけども、今回の離振法の改正によって、この離島特区制度については財政を伴うような内容にするようにということで、金融財政上の措置などを盛り込むようにされております。また、その復興特別区域制度等を参考としてということで、厳しい離島の自然的、社会的条件のもとにある定住の促進と活性化を図ることを目的と制定されているようですので、そこで私がつとして、昨日も教育関係の質問が出ておりましたけども、これまで多くの保護者から、例えば学校教育の中の複式による勉強面の不安等を聞いてきております。

それで、現在現状として学校編成の国の基準として、同学年の児童で編成する学級は40人となっておりますが、この学級編成や先生の加配の弾力的運用が認められておまして、全県一律に国の標準40人を下回る学級編成基準を設定することが可能となっております。

長崎県においては、小学校1年生が30人、6年生が35人、中学1年生が35人、その他の学年は40人となっております。しかし、学級編成についてはこういった弾力的に40人より削減をされておりますけども、複式学級編成の場合については策定をされておらず、2学年あわせ16人、ただし1年生を含む場合は8人となっております、これはもう変更なく国の基準のままとなっております。

このような編成基準は全県的な基準であって、私たち離島にとって実情には応じていないと考えております。教育基本法の第4条の教育機会の均等の中で、全ての国民は等しくその能力に応じた教育を受ける機会を与えなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位、または門地によって教育上差別されないと明記をされております。子供の教育機会均等のために複式を解消し、1学年1担任にするために離島特区制度の活用をすれば、離島ならではの学級編成の基準が設定できると考えます。

昨日の同僚議員の質問の中で、現時点での教育委員会の小学校の適正学級数は6学級以上、つまり1学年1学級ということになります。また、そうすれば現状より先生も増え、島内人口、税収も増加を期待できます。今回、離島振興法改正延長の附帯決議の中にも、学校は離島定住促進の条件として極めて重要な施設であることに鑑み、こうした教育施設の維持及び存続について、国は可能な限り支援することとしております。学校を維持するためには、まずは子供が必要となります。この件については特に特区制度、教育関係の特区を御提案させていただいておりますので、市長の許可をいただければ教育長にこの特区の内容について御意見をお伺いしたいと思います。

3つ目の、先ほど欠航の情報については、市長も航対協の中で九州郵船に強く要請をしていくということで、これはもう大変心強いことではあります。本来なら、私も航対協の中でもそうですし、ツイッター等の費用のかからない状況で対応できれば、別にそういったシステムの設置も要らないよということで、九州郵船にもお願いをしてきておりますが、実際九州郵船さんの現状

からすれば普通、現状です、今の現状です。九州郵船の欠航情報はその九州郵船の担当者からファクスを市の総務課担当者に送って、防災無線にて屋外拡声機、または各家庭の告知機の放送をされておりす。

それで、朝一番の便については壱岐ビジョンのほうにもファクスは届いているようです。それを見て、壱岐ビジョンのほうで朝6時からの放送については1便においては欠航ですよということとされておりすけども、その九州郵船の体制として、この前の特別委員会の中でもありましたとおり委託をされているようですね。それぞれの窓口について。現場担当者が、それを欠航かどうかというのは1時間前にしかわからないということで、本当ならそういった方々がツイッターなりで情報発信をしていただければいいんですが、何せ担当の方が、会社の事情によりますと年配の方でそういった携帯とかタブレット等、パソコンも使えるような状況じゃないと、そのためにアナログのファクスで各関係機関に送られているようです。

それで、市長が言われましたとおり、本来なら九州郵船さんが独自にそういうのを開発してお客様のサービスの一環としてするのが本当と思います。それはするべきだと思います。ただし、今の九州郵船さんの現状をみれば、そういったソフト等のやりとりに費用もかかるようですし、そういった対応をできる方がいないようです。今後も市長については強くそれを要請していくということで、最終的には多分九州郵船がされるかと思いますが、その間については何ら変わらないような状況なんですね。今回御提案しているのは、今ある防災・火災メールの中で、それを発信ができないかということですね。

というのが、やっぱり船の欠航というのは、市長が言われましたとおり島にとっては生命線でありますし、そういった意味からも防災情報としての意味合いはかなり高いんじゃないかと考えます。今の状況からすれば九州郵船さんからファクスが消防署のほうに行って、消防署のほうで警報等の防災メールについて、たしか消防署のほうで対応されているかと思うんですけども、それと合わせて打って、24時間体制の消防署の職員で対応していただければ、それがすぐ実行できるような状況下にあります。それするしないは、市長のこれからの判断が問われるときだと思いますけども、その点についてまた市長にお聞きしたいと思います。

以上、3点ほど再度お願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 鶴瀬議員の追加質問にお答えをいたします。

まず、定住促進の件でございます。旧芦辺町で5年間定住しておったら5万円を出すとか、あるいは議員がおっしゃるように転入をしてくれば、ケーブルテレビの加入料あるいはその引き込み料を補助するよとか、そういったもろもろのことについては、私は根本的な定住促進じゃない

と思うんですね。定住促進というのは、確かにいろんなメニューをいろんなものを準備せないかん、しかし今言われたのは私は定住結果論の補助だと思っておるんです。

私は、それではなくてももう一步踏み込んで、情報を発信して「いや、それなら壱岐に行こうか」という、その動機づけをする提案をぜひいただきたいと思っておるわけです。ですから、私は先ほど言いますようにその転入をしたよと、補助があるからあと1年はおるぞと、5年おるぞと、そうはならんと思っておるわけです。ですから、私はこの鶴瀬議員のおっしゃる定住促進策、これももちろん検討いたします。しかしながら、もう一步踏み込んで、「よし、こういう施策があるなら壱岐に行こうか」とそういった動機づけのできる私は案がほしいと思っておるところでございまして、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

決して、私は後ろ向きに言っておるわけではございませんで、長くいてくださる、転入してくださった、そういった方には今議員おっしゃるようなそういったこともやっぱり考えは必要だと思っております。しかし、何回も申しますけども、それよりもう一步踏み込んだ、踏み込んだというよりも踏み出した、そういった策を何かないかなということを一生涯懸命考えておるところでございまして。

2番目の御質問の特区のことでございまして。これについても、今まだ要綱も何もできておらんわけですが、ぜひこの離島特区についても何かないかと思っております。実は、先ごろ離島特区について壱岐は何があるかということ、今まではおっしゃるように規制緩和だけでした。しかし、今回からはそれに補助金がつくということになっております。ですから、私は壱岐は麦焼酎でいわゆる産地、今からトレーサビリティの関係もございまして、将来的には壱岐焼酎というなら壱岐で取れた麦じゃないとできないよというようなことも考えられるということから、しかし壱岐で麦をつくって、今焼酎メーカーが補助を出さんと麦をつくってくれんというような状況でございまして。そういった中で、麦の拡大、麦作の拡大をするために特区してくれませんかをお願いをしたところ、それはだめなんだと、麦をつくるのに規制が緩和があるかということで切られたわけです。

ですから、規制緩和と補助金というのは私はセットだと、恐らくなるんじゃないかと思っております。特区ということは、やっぱり規制緩和がないと特区というのはじゃあどうぞ、示してくださいよということになるわけですからですね。ですから、その辺も勉強させていただいて、これにつきましても何かないかということで、ぜひ研究を重ねていきたいと思っております。

それから、欠航情報でございまして。これは、防災・火災メールにつきましても、ちょっと消防長の見解を聞きたいと思っております。まず、そして朝の6時のニュースで今朝も一番最初に平常運航ですよということを言っております。ところで、これは今度の台風16号につきましても、テロップを流した。あれが非常に好評でございました。しかし、御存じのように6時からのス

タートというのは、もう5時半前に来ておるわけですね、職員は。しかし、それはアナウンサーだけでございまして、実はそのテロップ流す技術職員というのは、例えば8時半とか9時から出勤をするわけございまして、そのことだけのために朝5時から出勤しろということはなかなか厳しい面があるかと。これはまだ壱岐ビジョンに聞いたわけではございませんけれども、そうではなからうかという気がするわけございまして、なかなか放送以外に朝の1便は厳しいのかなという気がいたしております。

以上申し上げます。あと、防災・火災メールについての見解は、制約があるかもしれませんので、あえて消防長に回答させたいと（「教育特区は」と呼ぶ者あり）済みません、教育特区でございまして。これにつきましては、先ごろ深見議員の御質問に教育長がお答えした部分もあるかと思っておりますけれども、私は今度の長崎県知事の要望書の中で一番にこれをあげております。

と申しますのは、東京都は第1学年と第6学年には絶対複式にしないということでございまして。そして、また複式の数についても県知事の裁量できるということのようございまして、知事要望として要求をするというふうにいたしておりますので、そのことも含めて教育長に答弁をさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 鵜瀬議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

先ほど、長崎県の学級編成の弾力的取り扱いの中で、一つだけ小学校2年生も現在35人ということで、長崎県の場合は弾力化を図っておりますことをつけ加えておきたいと思っております。

御指摘の複式学級につきましては、2学年で16人、この16人を今市長が申しあげましたように離島特区扱いで仮に14人と2人引き下げた場合でも、壱岐の場合には柳田小学校、初山小学校、筒城小学校の該当がございまして。さらに、その16人が12人に引き下げられれば、それに加えて5つの対象複式学級が入ってまいります。

結果として、16から12にもし引き下げた特区扱いが成立をすれば、現在複式学級を有する小学校のうち、柳田小、初山小、志原小、箱崎小の4校が複式学級を有しない1学校6学級以上の望ましい学校規模に相当することになりますので、これは知事に市長が、私どもは県教育委員会に全力を挙げてこのことについて、これから大きな課題として取り組んでいきたいと考えております。

あわせて、先刻も申しあげました複式支援学級の非常勤講師の壱岐における配置につきましても、学校教育課を中心にして県教委の中でその取り扱い方のいろいろな技法もございまして、その中でまた広めて手厚く各学校の配置に届くよう全力を挙げていきたいと考えておるところで

ございます。

以上でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小川消防長。

〔消防長（小川 聖治君） 登壇〕

消防長（小川 聖治君） 欠航情報につきまして、防災メールでいかがということでございますが、私ども防災メールは主に気象情報を配信しておりますので、九郵の欠航情報の配信とは若干違うのではないかと、今のところ私どもは思っております。

今までの経過も、今日ちょっと初めて内容をお聞きしたわけでございますので、いろいろと検討する余地はあろうかと思いますが、消防署のほうも欠航となるとやはり災害とダブるんじゃないかという感じがして、ちょうど出動等があればなかなかそちらのほうの手薄にもなるんじゃないかという内部検討もいたしております。

さらに、防災メールでもわずかではありますが、受信をされる方に少し金額の負担がかかっているんじゃないかという感じもいたしております。ですから、新たに交通情報メール等で、私どももその九郵さんのほうにお願いできないかなと、今の話では思っておるところでございますが、もう少し内部でも検討して急を要するような感じもいたしますが、ここでは明日からやりますというようなことはちょっとなかなか言えないんじゃないかと思っております。若干、言いますように警報等とダブりますと、災害とダブりますとどうしても配信がおくれるのはもう事実だと思っております。その点が若干危惧をしているところでございます。

以上です。よろしいでしょうか。

〔消防長（小川 聖治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） まず、1点目の定住促進策については、一人でも多く壱岐に住みたいという動機づけを受けるような内容を検討したいということですが、市長が言われる動機づけというのはどこまでの動機づけなのかを、現時点での考えをお聞きしたいと思います。

そして、特区についてはもうぜひプロジェクトチームをつくられて、その中で今市長が言われた麦焼酎特区になるのか、名称はわかりませんが、つくってその中でぜひ研究をして、一番乗りをしていただきたいと思っております。

もう一つは、その定住促進の窓口の一本化ですね。市長が、いずれ動機づけの内容で定住促進をされたとしても、今の就業とあわせるとするならば第1次産業の分については就業対策ありますので、その窓口の一本化について今後どのようにされるのかという点と、その特区のプロジェクトチームを現時点でどういう体制でつくって、いつまでに立ち上げて、その中で検討したいとい

う、現時点での市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

教育特区の分については、ぜひ特区にという部分は、特区といえば逆に通しやすいのかなということで提案をさせていただきました。今回、市長が知事に、そして教育長が教育庁に要望をされるということですので、ぜひそれは強く今後とも要望していただいて、子供たちのために教育環境の改善に向けて頑張ってくださいと思います。

防災メールについては、消防長が言われたのも確かにあると思います。何でそういうのを言ったかというのは、現在そういった情報も流してもらえれば、防災メール、火災メールの登録者も増えるんじゃないかと、そういった意味の利便性、そして常日ごろからそういった災害時の情報、今回市長がフェイスブックの中でも台風情報や避難地の情報をアップをされております。そういった部分を、ツイッターの場合は140文字という限られた部分でありますけども、そういった中でそういうのを出していただければ、よりそういう防災メール、そして火災メールの登録をする人も増えるし、その意味も増えてくると思うんですね。

だから、その気象情報の警報とか注意報だけでなく、それに関連して例えば避難情報も含めた中で流していただくと。そして、先ほども言ったとおり島にとっての船便は生命線ですから、その部分については今後、早急にはできないと思いますけども、費用的にはかかりません。ただ、消防長が言われますとおり消防職員の担当者の業務が若干ですけど増えるかと思えます。何行か打つか、後は最初から打っておってそれをコピーしてそれにすれば、時間はかからないと思います。今の消防署職員は、かなり若くもなっていますし、そういった携帯電話とかパソコンについてもたけていると思いますので、その辺は十分今後検討していただいて、今後の防災計画の一端として緊急情報としてそういった部分を流していただきたいと思います。

参考として、県のツイッターの壱岐市も今回、島交流事業で多くの修学旅行が来たときに、災害時の安否確認手段について問い合わせが県のほうにも結構あったようで、市のほうにもツイッター、観光商工課が今設置をしております。そういった大型の修学旅行が来る場合は、災害情報とか船の情報とか、何時につきましたよというような情報を発信するように今、現在されているようです。そういうのもありますので、そういった部分の活用も、ぜひ一元化していただければなと思います。それはぜひ、今後研究していただきたいと思います。

以上、2件についてまた市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の御質問でございます。まず窓口、定住促進の窓口ということでございますけれども、本当は一本がいに越したことはないわけでございますけれども、内容的なものを考えますとどうしても分かれるのかなと思っております。

UIターンにつきましては、企画振興部でやりたいと思っておりますし、第1次産業につきましてはやはり農林水産部ということにいたしたいと思っております。それから、このプロジェクトチームと申しますか、これの協議のする場でございますけれども、周期は私はこの法律がある以上はと思っています。ですから、時期、いつからはいるのかというところ申し上げたいと思いますが、今のところ早急にということでお答えをしておきたいと思っております。

それから、3点目の特区の件でございます。先ほどの複式学級等々でございましたけれども、これについては私も県離振の会長でございますから、長崎県下の離島振興協議会でも取り上げていきたいと思っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） ぜひ、市長も先ほど言われましたとおり、今回の新離島振興法は知恵比べです。いかに早く知恵を出してそれを具現化していくかが勝負の鍵となっております。今後とも市長のリーダーシップのもとに、今回副市長も二人体制になっておりますので、今後そのプロジェクトチーム及び定住促進策の策定についてはいいものができることを期待して、私は質問を終わりたいと思います。もし、また出なかつたら今後もまた定住促進はどんどん言ってまいりますので、よろしく願います。どうもありがとうございました。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

議員（7番 町田 正一君） それでは、一般質問を行います。

最初に教育長に対して、昨日も同僚議員がいじめ問題について質問されていましたが、もう少し私も教育の端くれにかかわった人間として、教育長にぜひ質問していきたいと思っております。

僕は、基本的に教育長、余り執行部の人を褒めるのは基本的にしないんですよ。過去余り褒めたこともないので、ただ実は非常にうれしい、教育長はかくあるべきだと実は思ったことは、教

育長は校長会の席でいじめの問題を学校内で隠すようなことは卑劣なことだと、校長会の席で堂々と言われたということをお聞きしまして、教育長たるものはそうあるべきだと全く賛意を表します。そうあってほしいと思います。

まず、実は最初について3つ質問していますが、答弁はこれはもう3つは短めにお願いします。実は、再質問のほうでもっと聞きたいことがあるんですね。

まずいじめの、いじめとはそもそも何なのかということです。教育長、御存じのように昨年も、例えば全国で御存じのように7万件以上、もうこれ3年ずっと続いています。7万件以上のいじめの報告がありますが、教育長御存じのように昨年度、九州だけとってみても熊本では年間6,000件以上の報告があって、低いところは佐賀県の68件ですね。ということは、96年に実はもういじめというのが、生徒の自殺という形で非常に悲惨な形で報道されました。

文部科学省は、いじめについてはもう既に定義を出しているんですね。ということは、じゃあ九州のたったこれだけの県で、片一方は6,000件以上の年間報告があって、片一方は年間68件とかいう数字は、これは何なのかと思ひまして、そもそもいじめとは何だと、文部科学省は既にいじめとはこういうものだというのは出しておるわけなんで、ぜひこれについていじめの定義を短く、もうこれは結構です。教育長の思いは別にして、機械的に。

それから、2番目はじゃあ吉崎市ではどうなのかということは、昨年、昨日深見議員の質問に対して年間7件の報告があったというふうに、たしか7件だったですかね。こたえておられますので、これはもう結構です。2番は。

それから、3番目は、じゃあいじめ問題が実際表面化したときに、対応のマニュアルは当然つくられてあるはずなので、吉崎市としてのマニュアルは、これマニュアルの中身は多分これ、多分膨大な量になると思うので、ここで説明は結構です。これはもう、できたら僕自身としてはもらいたいと思いますので、公表できるのであれば後ほど資料で結構なんで、あればぜひそういうふうな、あるんだというようなことを答弁していただきたいと思います。

最初は、この2点だけです。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 7番議員、町田正一議員の質問にお答えいたします。

1点目の定義でございます。

当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとしております。なお、起こった場所は学校の内外を問わないということで、平成18年からこの定義できております。

3点目の対応マニュアルについてでございます。

これが、長崎県教育委員会が私ども全教職員に示しておりますいじめ対応ハンドブックでございます。それが、新しい定義になった後の19年から各小中学校に配布して、このことをもとに各学校では事例研修を行い、あるいはいじめにかかわる事例が生じた場合の対策等をとっているところでございます。ちなみに、壱岐市におきましては、このハンドブックをもとにしまして、それぞれの学校でA4、1枚程度のマニュアルを独自に作成をして、このマニュアルに応じた形で教職員の即時対応に努めているところでございます。中には、問題になりました自殺予告電話とか、そういうものについてのマニュアルを作成している学校もございます。

以上でございます。

議員（7番 町田 正一君） それは学校ごとですか。

教育長（久保田良和君） 学校ごとでございます。

議員（7番 町田 正一君） 壱岐市としてのマニュアル。

教育長（久保田良和君） ではありません。

議員（7番 町田 正一君） それは学校ごとに教職員の判断でつくられていますか。

教育長（久保田良和君） 学校ごとにつくらせております。

議員（7番 町田 正一君） わかりました。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 教育長、いじめの定義というのはまさにそうなんですよね。要するに、第三者が見てこれはいじめであるとか、いじめでないとかを決めるんじゃなくて、被害を受けた生徒が物理的、精神的に連続してそういった精神的な苦痛を味わった段階で、それはいじめとして認定されるんですよ。これがいじめの、文部科学省が出したいじめの定義です。

先ほども言ったように、じゃあなぜ熊本県は年間6,000件以上の認知件数があるって、佐賀県は68件の認知件数なのか、非常に不思議な気がします。それは、ほかの県のことなんで置いておいて、長崎県でも実は年間1,200件以上の認知件数があります。これは、多いか少ないかは別にして、壱岐市でも年間7件というのが正直いって私は多分、その数倍は多分、このいじめの定義に従えば多分あるんだろうと。正直いって思っております。

それで、僕は一番最初に96年ごろに、非常にそのいじめが社会的に当時自殺した、悲惨な形で自殺した生徒がおりまして、もう連日それ新聞に載りました。ブームとってはおかしいですけども、実は96年のときは、そのころは僕はいじめというのは教育問題だと、僕は正直いって96年、最初のときのやつは教育の問題だと最初は思っています。それから、いろんなマニュアルができた、対応ができたして、また今日こういうふうな形で出てくるというのは、今度は僕はもう教育問題というよりも、むしろ社会問題だろうと。

なぜかという、1つは学校現場の教員のあり方ですね。もう一つは、もう警察権力までが学校、小学校、中学校に入ってくるようになりました。3番目はネットです。もうこれだけ匿名性の高いネットが子供たちの間に流行すると、本当に教師が、教育委員会がいじめを把握しておるかどうかさえ、これはもう誰もわかりません。じゃあ、お前把握できるかって私に言われても、これはできないんですよ。だから、いじめはなくそうとかじゃなくて、いじめというのはあると思って対応、多分教育長もそうだと思います。いじめはあるものだと思って対応しなきゃいかんと思うんですよ。

ということで、昨日同僚議員の質問に対して教育長は、壱岐市の教育委員のほかの方たちは献身的に努力されておると、それで学校の先生たちも時間外まで使って努力されておると。そして、その何も無いときは一々取り上げられんけれども、多分何か問題あったときだけ取り上げられる。何もなかったら、それこそああやって当たり前だというくらいにしか、それはおっしゃる意味はよくわかりますけれども、それを言い出したら、ほかの公務員の仕事なんかみんなそうですよ。何か問題、何も問題なかったらあいつは本当に仕事しておるとかってやっぱ言われる。何か問題があったら、お前は今まで何をしよったかと言われるとは、これは当たり前なんで。それは言うたら基本的にいかんことです。

それともう一つですね。大津市の、教育長御存じと思いますが、大津市の今度自殺、一番最初の発端となった大津市の教育委員会の理念の第1はいじめのない学校をつくるというのが、大津市の教育委員会で一番最初に書いてあることですよ。多分、大津市の教育委員長も、今の教育長と同じことを多分考えられたと思います。あそこの校長、担当の校長先生も全く同じようなことを考えておったと思うんですよ。いじめはあったらいかん。

ところが、いざこうやって事件が発生すると、もうそれこそ全国からマスコミになぜたたかれるかというたら、この自己保身に走って、教育委員長以下、校長以下ですね、今度のまた昨日も父兄会の説明、加西市ですかね、その前の宮崎県ありましたが、もうこの教育委員会のトップとか、校長のおどおどして自己保身に走るあの弁解の姿を、映像で全国民が見ると、それはやっぱりこの人たちは何だというふうな形で、やっぱりどうしてもみんな受けてしまうんですね。これが僕は昔の教育、いじめの問題が一番最初に出たときとやっぱり今回は非常に違うというのは、非常にその教育関係者に対する信頼感が非常に喪失しています。特に、今回の事件に関してはそうだと思うんです。

それで、僕、教育長に実は2点だけ聞きたいんですよ。大津市の教育理念の第1はいじめのない学校づくりだったんです。だから、同じようなことを多分どこの教育関係者だったら誰だって考えるし、同じようなことを言うんですが、1つは教育長は非常に教育の現場も非常に長かったと、長いというふうにお聞きしていますが、ずっと教育畑一つでやってきたと思うんですが、

多分、教育に携わってきたら、教育には教えるときにも、子供たちを見るときにも、教師の側にも心の余裕がないと、これはいじめを見つけるのもだめだし、いじめを見つけることもできないし、教えることもできないんです。

その意味では私たちのときは、私たちの子供のころは教師に余裕がありました。ぶん殴ってでも何も問題も言われなかったですしね。それこそ、それでもどこかでぶん殴って例えば一生懸命走れとか、一生懸命投げろとか、ぶん殴って怒って怒りつけても、その教師は心に余裕を持っておったから、どこかのところでこいつはちょっとおかしいなとか、そういうのが多分あったと思うんですよね。

今の学校の先生たちは、僕は教育長、逆に時間とか、いじめがあったらいかん、生徒たちはいうたら悪いけど教師が求める理想的なクラスづくりとか、そういったことを追求するあまり、時間がですね、時間も心の余裕も教師の人たちは非常になくなっているんじゃないかと。1つは、私はもう最近その学校現場を、壱岐市はそうだとは言いませんが、全国的に見ておってそうじゃないかと一つは思っているんですが、これについて本当に教師の人たちは、心に余裕を持てる時間が確保されているのかどうか。それについてちょっと一つ教えてもらいたいと思います。

それから、2番目に、これはもうこの組織というのは必ずそうなるんですが、こういった問題、いじめの問題が学級で発生、起こるとですね、この担任の管理責任が必ず問われます。いじめが起こったとか、不登校の生徒が出たとかいうたら、その担任の先生の評価が下がるんですよ。下がるといったらおかしいですけど、今はその担任の評価等は校長がつけるようになっていますけどね。ぜひ、僕はもういじめはあって当たり前だと、それはもう教師の能力とか何とか関係なく、いじめについてはあって当たり前だと、だからぜひこの職員の評価というのは、学級内でいじめが起こったから職員の評価が下がるとか、そういった認識はもう絶対改めるべきだと、私も思っていますけど、これについて、以上2点について教育長の考え方をお尋ねしたいと思います。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 教師の側に心のゆとりがなくなっているのではないかという、心の余裕でございますですね。御指摘の部分については、相当することもあるかと思います。

壱岐の場合に、先生方の中に心の余裕があるというのは、子供たちとつながっていて信頼関係ができていう状態があると、心に余裕を持っていらっしゃいます。教科指導、学級経営あるいは部活動の指導でも心と心で生徒たちとつながっていると。かつまた、子供たちとの生活ノートの交換、家庭学習ノートの毎日のやりとりの中で、一言ずつ添え書きをしながら、子供との日常の声かけを、実際に声をかけれないときにはそういうノートを通じて対話をしていく、そういう形での時間については随分、あいた時間を、時には昼休みも割いたりしているので、少し

は忙しくされている向きもあるかと思いますが、教師の仕事に喜びを持っているものは、そういう子供たちとのつながりが大変新しい活力として先生方の体の中には起こってくるものだと思います。

無用な形での事務報告とか、そういうものについては極力市教委も県教委も省くようにしております。校長、教頭についてもしかりでございます、ダブったような調査等をかけないということも心がけて、できるだけ事務軽減に図りながら、子供と触れ合う時間をつくるということにはしておりますので、議員御指摘の形の中での現在の状況につきましては、今後もまた校長等との連絡を取りながら、教師それぞれに負担があって、子供と触れ合う余裕がない状況をつくらないように努めていきたいと思っております。

2つ目はおっしゃるとおりに、壱岐の中では学校の中で先生方がそれぞれの指導力を云々とする職場の雰囲気はつくっていないと思っております。それだけ、規模としても適正な規模の中で家族的な部分もありますので、失敗することは教師にもある、指導力は教師になって四、五年のもの、10年あるいは20年も経過したものには、その力の出し方は当然違うわけで、私もそういう時代を過ごしてきたよという温かい気持ちでそれぞれの学級経営、問題行動を起こした場合の対応の仕方をしていくことで、その学校の中の教職員集団の力もまた増してきます。それを指導する力は校長にございます。その校長を指導するのも、私たち教育委員会の指導部でございます。

できるだけ、子供たちと触れ合いながら、そして先生方も自分をさらけ出して、今より一歩でも指導力、授業力を高めた教師になるよう、学校が一丸となって取り組んでいただいていることを常に望んでおりますし、またそういう努力を校長、教頭がしていることを、私どもも確認をしておりますので、今しばらく見つめていただけたらありがたいと思っております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） いや、それは幾らでも見つめておきたいと思っております。今の話を聞いておいたら何も問題が多分、それはもちろん当然問題があって当たり前なんですね。

ただ、私は正直いって教育委員会といったら、正直いって嫌いなんです。なぜかといったら、小学校のときも中学校のときも教育委員会の人たちが来るといったら、前の日に全校生徒は全部学校の掃除ですよ。学校の掃除させられよったんで、僕らはですね。教育委員会の人たちが来るといったらですね。そして、きれいな教室だけを、教育委員会の人たちは見て、この学校はきれいですねと言ってから、お茶飲んで帰られるというですね。もう、だからそれを見ておいたら、何でこいつらが来る、こいつらと言ったら申しわけない、子供のときはですよ。何でこの人たちが来るたびに、朝から晩まで全校生徒が廊下がきから、その草むしりから何でせないかと前の日にあわててばたばたと。

そして、その非常にきれいだったと、翌日に校長先生が全校集会で言われて、それでああよかった、よかったというてから、それでしゃんしゃんで帰られるんですよ。多分、私の頭の中には教育委員会というのはそんなものだと、トラウマのようにありますので、ぜひ今後そういうことのないように、昨日言われたら教育委員会の教育委員の人たちは、もうずっとしょっちゅう学校に行かれておるということをおっしゃっていましたので、できたら予告日の前の日ぐらいに行って、そのために子供たちが掃除をせんでいいように、ありのままの姿を見るのが教育委員だと私は思っていますので、そのとってつけたようなことはぜひやめていただきたいと思います。

それで市長、2番目ですけども、教育長、本当に期待しています。教育長の悪口を僕ないかなと思ってあっちこち実は尋ね回ったんですが、教育長の悪口を言ってくれる人がおらんのですよ。多分おられると思いますよ。どこかにおられるんですが、私の耳には全然聞えてこないの、今日はこのくらいで一応やめておきます。

市長、2番目ですが、これも市長もよく多分説明を受けておられると思いますが、2番目の今、国は特養についてはユニット型、いわゆる個室型にのみ補助金を出すようにしております。これは、県によって実は低いところは三百二、三十万円というところもありますし、高いところは1部屋当たり460万円とか80万円、大体平均したら400万円くらいの補助金を出しています。この前市長も言われたように、そういった個室型に対しては補助金を出して、多床型の部分に対しては補助金を出さないんですよ。

ということは、国は国の施策として多床型から個室型のほうに、特別養護老人ホームといえどもそういうような形で移しなさいと。私は、これは本当にいいと思っています。私も申しわけないです。私も多分老人ホーム入ろうと思っていますけども、私も死ぬときは申しわけないですけど、4人部屋とか5人部屋の中では死にたいと思いません。やっぱ死ぬときくらいは、もう一人で静かに死にたいと正直いって思っています。だから、もう僕はこれは個室型に、そういった形で進むのは本当大いに結構だと私は本当思っています。

ところが、質問通告していますように、じゃあこういった個室型、通称ユニットというんですが、ユニット型に入ろうと思ったら居住費がかかります。大体2万5,000円くらい、1カ月ですね。今までは、この部分が生活保護受給には該当する項目がなかったんで、生活保護受給者というのは基本的に個室型、ユニット型には希望しても入れませんでした。

ところが、23年の3月3日、厚労省の社会援護局の保護課から通達があって、23年の4月から生活保護受給者についても、特別養護老人ホームの個室型、ユニット型に入れるようにしなさいというふうに通達が出されています。これを受けて、実は壱岐市も非常にすばやく対応されて、壱岐市も平成16年3月1日に、壱岐市のほうが早いんですが、壱岐市社会福祉法人等による介護保険利用者負担減免措置事業実施要綱というのを定められて、16年3月1日に定められ

ておられます。

そして、それを受けて、さっきの通達を受けて、私も実は非常にわからなくて、何でこう行政が出す文書というのは、全く何回呼んでもわからなくて、文書を何でこんなしてつくるのかなと思うくらいわからないんですが、この生活保護受給者のこのユニット型に、じゃあその厚労省はユニット型を進めて、もうそういう意味じゃ補助金出せませんよ、全部やりなさい、ユニット型でやりなさい。だからもう新設の、申しわけないですが、公的な特養であろうと、社会福祉法人の特養であろうと、今はほとんどユニット型にもうほとんどなっています。全国がどんどん新設の部分ではですね。ところが、一方ではこうやって出しなさいといっているんですが、じゃあどうやったら入れるのかというのがよくわからないんです。ぜひ、一番目にまず吉岐市の生活保護受給の状況をですね。

これ、なぜかという、この生活保護受給というのは基本的に扶養家族がないということは、そのまま独居になり、できたらもうそのまま大体老人ホームになったりとか、入所されたりとか、別にそれが僕は悪いと言っておるわけでないんで、私も入ろうと思っていますから、特養に行かれたりすることが施設入所に直結すると思いますので、生活保護受給者の状況と、その中の大体、高齢化の比率はどのくらいなのかとまずこれが基礎データとしてお示し願いたいと思います。

それから、2番目のこの厚労省の通達で、もう要するに生活保護受給者もユニット型に入れるようにしなさいと言っているんですが、これについてはじゃあ本当に市町村のみのこれ、多分何か補助があるんだろうと思っているんですが、その中身の具体策がよくわからないんです。どうやったら入れるのか。そして、現実にそれが可能なかどうか。そして、ついでにですね、生活保護受給者の人たちのこの階層第1段階、市長御存じのとおり第1段階、それから年収、年収80万円未満は第2段階といいますよね。年収80万円未満といったら国民年金の基礎年金受給者はほとんどこれに該当します。

じゃあ、この人たちはユニット型に入ろうと思ったら減免措置があって入れるのかどうか。僕は、計算しても実は入れんのじゃないかと思っているんですが、この2点について市長の済みません、答弁をお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 7番、町田正一議員の2番目の質問、生活保護受給者の特養ホーム（ユニット型）の入所についての御質問でございます。

まず第1点目の、生活保護受給者の状況につきましては、平成24年8月末現在でございますけれども、世帯数が377世帯、人員558人でございます。このうち、65歳以上の高齢者数は単身世帯が179人、二人以上の世帯で95人ございまして、合計で274名、高齢化比率

は49.1%であります。

次に、2点目の御質問のこのユニット型特養ホームの入所について、厚労省の通達があったということでございまして、23年4月に市といたしましても、介護保険利用者負担額減免措置事業実施要綱を定めたところでございます。生活保護者などが特養などのユニット型を利用する場合、その居住費が要らないということになりますけれども、じゃあそのちょっと上の第2段階80万円未満はどうなるのかという御質問でございます。

これにつきましては、第2段階に該当する方の入所につきましては、介護保険負担限度額減額認定申請というのがございまして、その申請をすることによりまして、一般の方よりも低い金額の負担で済むというふうになっているところでございます。計算の根拠については割愛させていただきたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） もう少しちょっと追加質問、市長お願いします。

生活保護受給者については、居宅費は要らないと言われましたが、ということは国なり県なりが基準の部屋代ですね、社福なり市がもらう分については100%国や県なりがあるいは補助して、補助をするということですか。補助してくれるということでしょうか。

それから、ついでに第2段階層は、実は部屋代の基準は1日1,970円になって、第2段階の人については820円なんです。じゃあ820円掛ける30プラス食費の減免も多分あると思うんですが、これ僕どう計算しても月6万円から7万円かかるんですよ、最低でも。そしたら、本当にこの80万円未満のいわゆる国民年金をもらっている人が、本当に個室型に何の補助もなく入れる状況にあるのかと、正直いって思っているんですが、市長その2点について、お願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず第1点目の生活保護者でございますけれども、これはこの要綱によりまして、社会福祉法人等の事業者が生活保護者に対して利用した減免をしなければいけないというふうになっておりまして、それについて市も一定の負担をするということでございます。

したがいまして、入居費の上乗せ分が要らないということでございまして、多床型にいたしましてもユニット型にいたしましても、介護保険で見れる入居費プラスさっきおっしゃいますように生活保護世帯では820円が、介護保険料から出ない部分が820円だということでございまして、ですから生活保護者の方が今まで入れないという状況にありましたのは、その最大31日で2万4,620円ですか、2万4,620円を払えないということで、生活保護者は入れないで

すよという話になっておったわけです。

そこで、今回はその入所判定委員会の中で、そういうのはもう無視で、ですから以前は生活保護の方は申し込みの段階で門前払いだったわけです。今回はそれが受け付けるということでございまして、そういうのを抜きにして入所判定をしていただくということになります。ですから、そういった意味でその820円を生活保護の方は減免をいたしますから、普通の方と一緒になんですよということでございます。

それから、第2段階の方につきましては、おっしゃるように入居費の上乗せ分があります。ありますけれども、それはやはり生活保護の場合はいわゆる全てを全部出さないかん。ですから、1割部分についてはどんな方も介護保険の負担を払わないかんわけです。ですから、その入居費のプラスアルファ分については80万円以下の方は負担があるというふうに御理解いただきたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 市長、実は減免1日、生活保護世帯は1日たしか部屋代820円、本来は第2段階層以上の人は1日大体1,970円、個室型はかかるんですよ、部屋代が。ところが、第2段階層から生活保護受給者については、1日部屋代820円になっているとです。そこは市長は市長が言われたとおり、月30とか31掛けて2万4,820円になるんですが、じゃあこの820円の分についてはこれはどこかが負担せないかんとです。そうですね。どこかが負担せないかん。

じゃあ、これは社会福祉法人がこれが負担するのか、あるいはこれについて市が負担するのか、これはもう実は今恐らくできたばかりなんで、お互いに多分、社福と行政との多分せめぎ合いもあると思うんですよ。これはじゃあ、誰かが負担せないかんわけですが、についてもう一度答弁を、じゃあこの減免された1日当たり820円の負担はどこが持つのかと。

それから、2番目については第2段階の方は減免措置があると言われますけれども、第2段階であろうと1日820円の部屋代はかかるわけですね。プラス食費、それから介護保険料から施設経費等入れたら、恐らく月7万円から8万円になると思うんですが、これで例えば壱岐市が条例対応をしたときに、現実にこれでは入れないんじゃないかと私は思っているんですが、いいですか、現実に第2段階層は1日やっぱ820円の負担、食費も、飯も食わないかん。だから、それ以外に多分1万円か、2万円くらいの支的的なその部屋に入っている経費もいるでしょう。

多床型の場合は部屋代がないというだけのことで、じゃあ本当にこの第2段階層の人たちが、要するに国民年金の老齢基礎年金だけの人たちはほとんどこれに該当します。満額80万円未満というたら、多分ほとんどそれは満額国民年金ずっと払い続けた人というのもそういうように少

ないと思うし、減免措置が入ったらこれよりもはるかに少ない国民年金の受給者、そしたら恐らく壱岐島内だけで数千になると思うんですが、この人たちは本当じゃあ現実に現実問題として扶養者があればいいですけれども、足らん分は誰か家族が出しますよとか、そういった形になればいいですけど、誰もいないときはこの人たちが希望した場合は、本当にこのユニット型に入れるような体制になっているのかどうかをもう一度お答えいただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず最初の820円の問題でございますけれども、これは事業主、社会福祉法人等でございますけれども、事業主がこの減免要綱を実施しますよということをしていただかないといけないということが、まず第1点。そして、それについて社会福祉法人そして市が一定の計算方法に基づいて、負担をするということになります。ですから、社会福祉法人の方も痛みを味あわれることになるということでございます。

それから、その第2段階等について、生活保護でない方、非常に低所得の方については、議員おっしゃるようになかなか入所は厳しいという面があるかと思えます。その辺につきましては、先ほど言われますように、多床型なら入居費が要らんということではございませんで、多床型についても入居費は要るわけでございますが、それは介護保険料の1割で済むということで御理解いただきたいと思っております。

ですから、その辺については非常に市単独で、それをどうのということはなかなか厳しいのかなと思っております。ただ、そういう方については私は入所をされる前に、やはり保護申請なりをされたほうがいいんじゃないかなろうかという、そのような気持ちであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 基本的には市長も、実はこれ非常に答弁しにくいのはこれきたばかりなんですよ、この制度が。要するに、生活保護受給者についてもこういったユニット型、今までは本当市長がさっき言われた門前払いだったんで、そういう制度がなかったからですね。

ところが23年の4月から、実は生活保護受給者についても、もうユニット型の入所ができますよと、国がいうとんだけど、できますよという文書はあるんだけど、できますよというんだったら、国が僕はその当然補助がある分だろうと思っていたら、何も無いんでどうしたら入れるんだと。そしたら、それは全部市が持たないかんのとか、社会福祉法人が持たないかんとかというふうに、実は課長等に聞いたら、実はもうそれは大部分は社会福祉法人が恐らく負担するようないかにしかならないということなんですよ。

ということは、じゃこの国の通達は何だと正直いいたいんですが、まだ多分制度ができ

たばかりなんで、多分今後これは社会福祉法人とあるいは行政当局との多分せめぎ合いになると  
思います。これ、ぜひ僕は基本的には生活保護受給者であろうと、第2段階の低所得の収入で  
であろうと、希望すれば特別養護老人ホームのほうには入所すべきだと、個室のほうに入所すべ  
きだと、その道はきちんとできてないといかんと。

人間ですね、この前統計で死ぬ間際の大体7年から8年間は人間、介護生活になるそうです。  
大体平均したら7年から8年、僕たちもそうなんですよ、だから。どの人でも、死ぬ間際の7年  
から8年は何らかの形で、介護のそういった生活になるそうです。平均したらですね。だから、  
やっぱり福祉というのは金がかかりますけども、この部分については進めていってもらいたいと  
思います。

それで、市長ですね、今度実は社会福祉法人がこの部屋代については、居住費については基本  
的には恐らく今は当面負担せざるを得んと思います。今度市長ですね、幸い吉野市は民間の分で  
募集されますよね。これ、基本的に社会福祉法人からも生活保護受給者等から、この個室型への  
入所が希望があれば、これだけの方がおられたら、65歳以上の方が49%、50%、半分の人  
は65歳以上の方が生活保護受給をされているんだったら、このまま施設入所に恐らくもう直結  
していきます。

扶養親族があれば生活保護受給しなくいいわけですから、扶養親族がないから生活保護受給  
をされるわけですから、この基本的には恐らく老人ホームなり、特養なりにずっともう施設入所  
という形でつながっていくと思うんで、ぜひこの社会福祉法人の募集時に、基本的に市がこうい  
う形でこの生活保護受給者については、社会福祉法人のもともとの使命なんで、それが。社会福  
祉法人というもともとの使命だから、ぜひこの分についてはユニットを確保するというのも変な  
話ですけども、市がこの方については入所を優先させてくれと言った場合は、優先するという条  
項を入れないと、これ国の通達はあるけれどもしかもユニット型の補助金はあるけれども、現実  
にはどうかといったら、現実には入れないと思うんです。

吉野市の場合は、幸い今度新しい特養が民間でできますので、ぜひその一文は社会福祉法人の  
使命として、私当たり前だと思っているんです。だから、ぜひその部分はその一文はぜひ市と  
して、その今度公募のときに、その条件を入れるというぐらいのことはできると思うんですが、  
それについて市長、考えが。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） その減免規定の実施については、積極的に運営しなさいということは条  
件入れられると思いますけども、優先しなさいということはなかなか厳しいんではなかろうかと  
思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 本当はこの問題だけでもう1時間くらい市長とやりたかったんですけど、ちょっと時間がないんですね。ただ、制度ができたばかりで恐らく今後、この制度変わります。これ通達は今一遍出されているだけなんで、恐らく今後は社会福祉法人としては収入が減るわけなので、恐らくそれはどこから言うてこられても生活保護受給者を優先するなんかいうことは基本的にあり得ないんですよ。現実にはお金が入ってこんわけですからね。

そしたら、自分のところで幾ら社会福祉事業者が崇高な精神を持っておろうと、それは現にお金が入ってくるところのほうが優先されるんです。だから、僕は今のところユニット型については、これは申しわけないけど共済年金とか、厚生年金の多額受給者しか入れん仕組みになっておるじゃないかと。もう、それを国のほうもこうやって通達を出しながら、現実にそれが実現できていないと。非常に憤りを感じておるわけですけども、今後推移は私のほうも見守りたいと思います。

もう1個、3番目に実は質問していますが、昔は、実は私が大学卒業したころは、今はこんな言い方はしませんけど、精神薄弱者福祉更生施設とって、実はもうそこに入れば親御さんがお亡くなりになろうと、一生その施設で面倒を見れた、見るような施設がもうほとんどだったんです。ところが今は、今はもう精神薄弱者という言葉も使いません。だから、精神とか、知的とか、身体とか分けて、それぞれに入所する援護施設、グループホームとかいう名前だったり、援護施設とかいう名前だったりになっているんですが、僕はもう今、実は私の同級生の息子もそういう状況なんで、これは親は面倒を見ますけれども、今は親も非常に高齢化しています。親は面倒見ますけど、子供のためやけんですね。これは、親がもし死んだらこれは兄弟のところとか、親戚のところとかいうたら、とてもじゃないけど面倒見切れません。

僕は、ぜひこの収容型の精神とか、知的とか、身体と分ける必要ないと、とりあえずそういった障害の、3障害のある人はもう一生面倒を見る施設が、社会福祉法人がやろうが、行政がやろうが別に僕は構いませんけども、これは早急に担保しておかないと、申しわけないんですけど正式などのくらい的人数が今おるかも恐らく把握しておりません。恐らく多分数十人単位でもう、もうすぐ親御さんがお亡くなりになるとか、兄弟が面倒を見られておるとか、そういう方の対象になっておる人もおると思いますけども、これについて市長答弁願いたいと思います。

それから、もう一つの質問は実はほかのところから、一応全部説明を聞きましたので、私納得しましたので、2番目の質問は取り下げます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議員おっしゃいますように、精神・知的・身体障害者の入所等の援護施設について、壱岐は十分でございません。現在、そういう方の宿泊施設というのが、難しい名前は省略いたします。ひまわりの家、これが定員18名に現在12名、ケアホーム壱岐に10名の定員に5名、宿泊型自立訓練施設天寿庵に定員10名のところ6名ということで、今のところ15名の方が入れる余裕がございます。しかしながら、これは先ほど議員がおっしゃいますように、いろんな制約がございます。

そこで、壱岐に今施設がないといえますのは、療養介護、これは介護とともに常に医療が必要な方、これはなかなか壱岐では難しいんじゃないかと思っております。これが、現在8施設18名、島外にいらっしゃいます。

ところで、先ほど議員御指摘の施設入所支援施設というのがございます。ここに実は32施設60名の方が島外でお暮らしでございます。この施設入所支援につきまして、そういう施設につきましては、議員おっしゃるような壱岐のほうで何とかできないかなと今、考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 要するに、施設入所型ですから、私が言っている昔の精神薄弱者の更生施設なんですよね。要するに、そこに入れれば親御さんがお亡くなりになっても、ずっと一生面倒をそこで見ていけると、終身ですね。それが、島外で60名ということは、壱岐に全部が帰ってこられると思いませんけども、つまりその方たちはもうこれ、いうたら悪いですけど一生島外にずっとおられるわけなんで、ぜひこれ行政として、短期型の例えば宿泊型じゃなくて、私が言っているのはもう宿泊型があるのは知っているんですよね。宿泊型じゃなくて、要するに親が死んだ後、じゃあ誰が面倒を見るんだという、親が死んだ後もちゃんと収容して、その人が一生を送っていける施設を、短期入所とか宿泊型じゃなくて、もう一生安心だとその施設に、これ変な言い方ですけどね、そういった施設を、これはもう行政の責任として私はやらないかと思っております。ぜひ、市長の任期中には多分できると思いますので、ぜひそちらもよろしく願います。終わります。ありがとうございました。

議長（市山 繁君） 以上をもって町田正一議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、呼子好議員の登壇をお願いいたします。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

議員（2番 呼子 好君） 今日昼からということで、大変皆さん方は眠たいだろうと思っているんですが、関係ない職員の方はどうぞごゆっくり。それでは、今日は私は4点ほど市長、教育長に質問をしたいというふうに思っています。

まず、1点目の離島振興法の関係につきましては、午前中、鵜瀬議員のほうから詳しく、また答弁も詳しくあったようでございますので、簡単に流したいというふうに思っています。この離島振興法の改正につきましては、市長が全国の離島振興協議会の会長として努力され、めでたく10年間延長ということで大変感謝をいたしております。御苦勞に感謝を申し上げたいというふうに思っています。

この離島振興法の改正と私は農業、水産業の振興計画についてということ、題にしておりますが、先ほど市長が言われますように、今回の離島改正法につきましては、市町村の工夫によって、やる気があるところには出すというそういう意向でございますので、先ほど言われますように職員の知恵をかりて、英知を結集してこの事業費は少ないようでございますが、ぜひ、50%の補助のようでございます。どうか、また事業予算につきましても、今から交渉しながら獲得していただきますようお願いをしたいというふうに思っております。

特に今回の離島振興法改正につきましては、産業や観光事業、これに対する手厚い状況が出ておるようでございますので、大いに壱岐は関係ありますので、そういうのを工夫しながらぜひ達成されるようお願いをしたいと思っております。

私は、この中でも活性化交付金のほうは別といたしまして、農業、水産業につきましてはの振興について、若干お願いをしたいというふうに思っています。農水省も来年度予算につきましては、世界的な食料不足あるいは温暖化等によりまして、なかなか受給率が上がらないという中で、大幅な予算計上ができておるようでございますので、それにあやかって、ぜひ壱岐も取り組んでいただきたいというふうに思っています。

その中でも特に新規就農支援事業、昨年からあってありますが、これにつきましても国が1人当たり年間150万円、そして5年間ということでございます。これを単純に1年間割りますと、月に12万円という状況でございますが、なかなか12万円では生活が難しいかなというふうに思っています。できれば、雇用の面等もございまして、壱岐市独自であと3万円くらい上乗せしてもらえば、月に15万円くらいあればどうか軌道に乗るんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひ来年度予算に対する計上、あるいは検討をお願いをしたいというふうに思っています。

おります。

今回の、この離島振興法改正につきまして、実は市長のコメントが出ておりました。長崎新聞に出ておりますので、若干披露したいと思っておりますが、離島振興法の延長が決定したことに対して、長崎新聞に離島振興協議会の会長としてコメントをされております。

市長は、法改正というより新法制定を受けとめていると、充実した内容で感謝しているというコメントを出されております。先ほど言いますように、前向きに政府も離島振興法に取り組んでおるようでございますが、何回も言いますがそれを重視しながら、今後の壱岐の事業繁栄に御努力をお願いしたいというふうに思っています。何か、これにつきまして市長のほうで、コメントがありましたらお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 呼子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 呼子議員の御質問にお答えいたします。

この離島振興法の改正、延長につきましては、本当に離島住民が心から願っていたものでございまして、御存じのように6月20日に国会通過したわけでございますけれども、今国会でこれが通過するのだろうかという、大変政局が混迷しておりました関係で、なかなか国会上程ができませんでした。そういう大変な心配もございましたけれども、上程されたらもう即日採択というようなことで、衆参両院ともに議員提案でございますから、そういうふうになったのかと思えますけれども、ぎりぎりセーフでこの国会を通過したという状況でございました。それも含めまして、本当に安堵で胸をなでおろしたところでございます。

つきましては、先ほど言われますように、この離島、改正離島振興法をフルに活用すべく壱岐市長として、そして全国離島振興協議会長として邁進してまいりたいと思っておりますのでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 力強い言葉をありがとうございました。ぜひ御努力をお願いしたいというふうに思っています。

それでは、2点目の件でございます。海岸の高潮対策についてということで出しておりますが、この問題につきましては、特に海岸線に住む住民がいつも不安をしておる問題でございまして、壱岐島内の浦部という地域はかなり多うございまして、私は海拔1メートルあるかないかじゃないかなというふうに思っておりますが、先日の16号台風のときも、私は現場に行きまして、ちょうど10時ごろ満潮時間でございましたが、道路が浸水しておるという状況がございまして、ぜひこれはどうにかせんばいかんなど。

上から雨が降ってないから、割と少なかったようでございますが、大雨のときあるいは高潮のとき一緒に、同時になると、家まで浸水するというそういう状況でございますので、ぜひこれについては市では大変無理だと思っております。国、県の力をかりながら、ぜひ何かの形で対策をお願いしたいなと思っております。特に東北の津波、ああいうところで技術的にはある程度確立されておるといふふうに思っておりますから、ぜひそういうのを参考にしながら、国、県に対する強い要望をお願いしたいといふふうに思っております。市長の見解をお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） この呼子議員の2番目の質問、海岸の高潮対策についてお答え申し上げます。

この高潮というのは壱岐にはなじみが薄いと思われるかもしれませんが、壱岐では小崎、八幡、勝本がこの高潮の被害を受ける、非常に受けやすい場所でございます。今年も、今度の16号台風の折もちょうど満潮と再接近が重なりました。大変心配をしております、それぞれ土のうなどを積み上げたわけでございますけれども、幸いにして呼子議員がおっしゃるように雨が降らなかったために、潮だけということございまして、その時間も10分程度で護岸を超える時間もその程度ございまして、安心したわけでございますけれども、今は大潮の時期でございまして、本当に心配いたしました。

ニュース等で皆さん御存じのように島原半島、これは床上浸水までしております。そういった中で、この高潮だけを考えますと、例えば護岸を上げるとかそういったことで足りるわけでございますけれども、雨が降った場合、そのことが逆に雨水を流すことを妨げてしまうということございまして、県もこの対策に非常に頭を痛めているということでございます。島原半島などは毎年のようにああいふ高潮被害を受けておりますけれども、なかなかその解決策がないということでございます。ひとつ今呼子議員御指摘されますように、県あるいは国等々専門家のお力添えをいただいて、そういった災害の防止に努めてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） これは災害でございますから、早急に働きかけをお願いしたいといふふうに思っております。

それと、次、3番目に入りたいと思っておりますが、海岸の岸壁に対する階段としておりますが、はしごですね、これの設置をお願いしたいということで、それぞれ小さい漁業部落からは出ております。大きいところは浮棧橋というのがある程度何箇所かできておるようでございますが、特に漁師さんも高齢化になっておりますし、船の乗り降りとか、あるいは干潮時期には大変苦労

されて、自分で木製でつくってやってあるという状況でございますが、簡易なものでいいというふうに思っていますので、ぜひある程度調査されまして、このはしごについて設置方をお願いしたいというふうに思っておりますので、市長の考え方をお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 干潮時に船の乗り降りが危険であるということで、階段、手すりの設置をとということでございますけれども、既設の岸壁を開削して新たに掘り込み階段を設置することは岸壁の構造上不可能であります。

今議員おっしゃいますように簡易でいいということではございますけれども、安全性等々の関係がございます。それともう一つは、県営漁港を除きまして現在1,000隻ほどの在港隻数がございます。そういった中で、やはり全ての係船場所に、もちろん1隻ずつということは不可能でございますけれども、タラップをつけるということ、それはやはり係留場所を固定するようなことにもなりますし、やはりこれについても非常に厳しいのではなかろうかと思っています。

昔のように、船がひしめいておりますと、1カ所つけて船を伝って、例えばいけるという状況もございますけれども、今そういう状況にございません。やはりこのタラップをつけるということは、相当数のタラップをつけなきゃいかんということになるかと思ひまして、現実的に非常に厳しいのではなかろうかと思っております。

実は、今おっしゃいますように付帯式係船岸を各漁港に設置中でございまして、補助対象事業に該当する漁港につきましては、その潮位に合わせて上下いたしますFRP式の付帯式係船岸を設置をしておるところでございます。県営は県で、漁港が17港ございまして、市が15、県が2ございます漁港は、そのうちの17港のうち10港が補助事業の対象となります。

この補助事業の対象というのは、漁船でありますと50隻以上、係留があるということでございます。今、実施をいたしておりますのが、終わっておりますのが、山崎漁港、筒方漁港、湯本漁港、初山の久保漁港でございまして、現在八幡を計画に上げているところでございます。県の事業につきましては、芦辺漁港、瀬戸も含めたところでございますけれども、県において実施をされておるといふ現状でございます。

そういったことで、一つ一つのタラップについてはなかなか厳しいというお返事をさせていただきたいと思ひます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 一つ一つは大変無理だというふうに思っていますので、漁協なら漁協に3個なり4個なり、そういうのを設置してもらえばある程度助かるんじゃないかというふ

うに思っておりますが、その点いかがでしょうか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今おっしゃいますように、漁協とその実態を協議をさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） ありがとうございます。先ほど浮棧橋の関係でございますが、できれば部長の答弁をお願いしたいと思いますが、どのくらい事業費がかかって、どういう規制があるのか、条件をちょっとお願いしたいなというふうに思っています。

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 呼子議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず事業費というふうなお尋ねでございましたが、設計から実施まで大体メーター当たり100万円ほどかかるというものでございます。

それから、設置に関する条件というお尋ねでございましたが、先ほど市長も申し上げましたように、漁船が島内にそれぞれ21港の港の中におられるわけでございますが、利用漁船、その港を利用する漁船が50隻以上で、なおかつその港に陸揚げをされるのが100トン以上、そういうところがこの付帯式係船岸の設置にかなうところというように県のほうで決められておられます。それに基づきまして、先ほど市長が申し上げました港が、この付帯式係船岸の設置をもし地元が希望されるならば、計画の中に取り入れていかれる港というふうに思っておるところでございます。

以上です。（「補助率は」と呼ぶ者あり）申しわけございません、ちょっと補助率につきましては、国が50だと思っておりますが、県の分の上積みは今記憶にございませんので、後ほど答えさせていただきますでしょうか。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） ありがとうございます。それでは、次、4番目でございます。教育長にお尋ねをしたいというふうに思っておりますが、例の廃校中学校の備品等の処理についてでございます。

廃校になりまして、1年半ほどたつわけでございますが、旧中学校の備品は合併当時は使うものはある程度は新しい中学校なり、小学校に保管とか移管されておられるわけでございますが、使わ

ないもの、こういうのがかなりございまして、今一括して那賀中学校に移管保存されておるといふふうに思っておりますが、その中でも使用できるもの、これもその中に入っておるだろうといふふうに思っておりますが、聞きますと個人的に欲しい備品もあるという方もありますし、特にグランドピアノ、これも保管されておるといふことで、そういう高額なものもまだそのままになっておるといふ状況があるようでございまして、私はこのものについては市民に公募しながらして、そして売却処分したらいいんじゃないかといふふうに思っております。

それと、前の廃校中学校の跡もまだ工作機械とか工作台とか、あるいはエアコンとか、そういうのが残っておるようでございまして、やっば早目にそういうのを処分して、売却の検討をしたらどうかといふふうに思っておりますが、教育長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 2番議員の呼子議員の質問にお答えいたします。

6月の議会でも呼子議員のほうから御指摘をいただき、このことについても少しずつ取り組みを進めていたところでございます。御指摘のように旧那賀中学校には廃校となった中学校の資料や物品の多くが集められております。これは、中学校統廃合に伴う廃校学校備品について可能な限り近隣の小中学校へ移管して、有効活用を図ってまいりました。

しかし、最終的に移管されなかった物品については、競売等の方法で一般へ周知し、処分をすることで確認をしてきておりました。廃校後、なお残存した物品はこれまで現在の小中学校における補充用として、そのままそれぞれの廃校校舎に保管をする形とならざるを得ませんでした。

この夏、お知らせをしましたが、7月の26日から8月の10日までの間に壱岐市学校用務給食会の職員の力をかりまして、延べ80人の応援が受けられ、廃校学校の各教室の散在しておりました物品や図書類を整理整頓し、一般への競売へ向けて準備を進めてまいりました。整理した結果、大変見やすくなりましたので、もう一度各小中学校へ最終の物品見学会を8月の23日と24日に行い、要るものがあつたら有効活用してほしいということにとり行いましたところ、結構多数の物品の活用も生まれました。

机、椅子あるいは縦型のピアノ等もその中にも入っております。今後、御指摘のような廃校校舎に残っております卓上機械類や、固定されている大型旋盤、そういった機械類とまたスパナや金づち、のみやのこなどの物品あるいは工作台など、価格の設定等を考慮しながら一般競売へ向けて準備をしてまいりたいと考えます。まず、一般競売としてはその地域の方を、その廃校校舎の分については中心にとり行い、その後広く市民に案内をしたいという考えを持っております。このお知らせする時期、競売の時期はそう遠くない時期だと受けとめていただければと思います。

以上でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 近いうちに競売にかけるといってございませうが、私は那賀中学校に今あるやつも全体一緒に競売したらいいんじゃないかと、そして各学校にまた行って競売するとかですね、2日なら2日間かけて午前午後とか、そういう形で競売したほうがいいんじゃないかというふうに思っていますが、要は市民に対する周知徹底をして、ぜひそういう処分をお願いしたいなというふうに思っております。

今日は、かなり時間が短くなりましたが、いい答弁をいただきましたので、これで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって呼子好議員の一般質問を終わります。

.....  
議長（市山 繁君） 次に、1番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

議員（1番 久保田恒憲君） それでは、もう早速一般質問に入りたいと思います。

まず第1点、市民の健康維持に努め、医療費抑制を図るべきと、壱岐市の現状と課題を尋ねるといって、3点、まずその1、国県でも高額レセプト件数の増加によって、医療費の増大が財政を圧迫しているが、壱岐市の高額医療費の現状を尋ねるといって、

2番目、国民健康保険、国保の1人当たり医療費の順位で医療費がかかっているといって、23年度長崎県は後期高齢者が全国で4番目、そのほか6番目と高いんです。じゃあ、高い長崎県内で壱岐はどのような順位といつか、どのくらい他市町に比べてかかっているのかといって、

3番目、このような状況の中で、壱岐市として今後医療費の抑制、そのようなそれに対する取り組みはどのようになされているかといつか、第1点でお尋ねをします。

といつかは、私が市の国保運営協議会委員といつか、こういう国保新聞といつかのが届けられます。これを見ますと、高額レセプト、国全体で2万件突破と、1,000万円以上は961件、23年度国保といつか、これを見ますと全国的に見てレセプトといつかは患者の診療費を医療機関が保険者に請求する医療費の明細書といつかなことなんですけど、1人1年で1億5,000万円を超えとか、1カ月の最高が5,983万円であるとか、約6,000万円ぐらいの医療費がかかっているわけですね。そういうのが増えていると、その増えている理由はいくつかここに書いてあります。手技料増点が影響したのか、もちろん高額な医療費にはちょっと難しい難病の部分が占めているといつかはありますけれど、どちらにしろすごい医療費が出てい

ると。

じゃあ、先ほど言いました県別にどういようになっているかというも出ているわけです。じゃあ、長崎県は収入はどうかというも御存じのようにも県民所得の収入は21年度しかまだ出ていないようですけど、今度はワーストで御存じのようにも日本で44番とか、47都道府県の中でもうワースト5か、7か、10ぐらいいっている長崎県の中で、じゃあ医療費はどうか、医療費は高いほうからベスト4とか、6番と、ベストじゃないですね、高いほうから4番とか6番か、これで県の財政がよくなるはずがない。じゃあ、その中にある壱岐市はどうかと。じゃあ、そういう壱岐市の中でできる取り組みは何なのかということで、1点目に質問させていただいております。市長、答弁をお願いします。

議長（市山 繁君） 久保田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 1番、久保田恒憲議員の御質問にお答えいたします。

市民の健康維持に努め、医療費抑制を図るべき現状と課題を尋ねる。

1項目めに、壱岐市の高額療養費の現状ということでございますけれども、壱岐市の国民健康保険の総医療費は平成23年度におきまして、36億2,255万円でございます。前年度に比べまして748万円、0.21%減少をしております。しかしながら、被保険者数の減少によるものが主因でございまして、1人当たりの医療費は逆に31万6,742円と、前年度に比べまして6,378円、2.1%上昇している状況でございます。

高額レセプトにつきましては、医療の高度化に伴い、全国的に増加の一途をたどっておりまして、全国で1件1,000万円以上の超高額レセプトは、先ほどの議員の数とちょっと違うようでございます。手持ち資料としましては、635件となっております。疾患別に見ますと、心臓、脳、血液の3疾患で55.2%と半数を超えております。本市におきまして、80万円以上のレセプトは415件、そのうち200万円以上のレセプトは44件となっております。中でも、最も高額なレセプトは800万円を超える金額となっているところでございます。

1人当たりの医療費につきましては、平成22年度の国民健康保険で31万364円、県下で13位、ちなみに全国平均は28万1,384円でございます。長崎県の平均は35万285円でございます。後期高齢者におきましては、78万1,591円、県下で17位、21市町のうちの17位となっているところでございます。

医療費抑制の対策ということでございますけれども、やはり1人当たりの医療費、これはやはり重度化をしてから医師にかかるというのが、やはり高額になる原因だと思っております。やはり緊急を要する手術あるいは治療というものは、かなり終末期と初期の医療費というのはかなりかかると聞いておるところでございます。

本市の国民健康保険の医療費につきましては、高齢化の進展によるものももちろんございます。医療の高度化に伴うものもでございます。過去3年間の医療費から計算をいたしますと、約2.8%ずつ伸びると推計をしているところでございます。御存じのように、平成24年度の予算編成におきましては、2億円の一般会計から法定外繰り入れを計上いたしまして、それでも国保税は十数%の値上げをしなければいけないという状況がございました。これらの国民健康保険の財政運営を安定させるためには、やはり議員御指摘の医療費を抑制するというのが課題でございます。

先ほど申し上げますように、やはり重度化を防ぐということは、早期発見、早期治療ということにつながるわけございまして、私はやはり特に特定健診について、皆様方の御理解をいただいて、特定健診の受診率の向上に努めてまいりたいと思っております。23年度の受診率が49.2%でございます。県下3位でございましたけれども、今年度の目標65%達成につきましては、先日9月4日に公民館連絡協議会、漁協、農協、商工会等島内の関係機関にお集まりいただき、特定健診受診率65%達成共同宣言を実施したところでございます。

やはり、健康づくりはまちづくりの一環として市民みずから健康をつくる、健康を守る取り組みができる支援体制や環境づくりを推進いたしまして、乳幼児から高齢者に至るまで、各種健康診査の受診率の向上を図り、疾病の予防、早期治療、生活習慣病等の重症化対策のための保健指導体制の充実に努めまして、市民協働でこの健康づくりを推進して医療費抑制に努めてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 要するに、現在できることは早期発見とかということで、まずは特定健診の65%達成を目指そうということでもいいですね。その宣言の場所に私もいましたので、一緒にうらふれ体操をしまして、一応こういうふうに国の現状、県の現状、壱岐市の現状を市民の方におわかりいただいて、やはり健診の必要性ということをお伝えたくて、この一般質問をさせていただきます。

それでは、2項目に移ります。小学生スポーツの現状と大会出場補助金制度についてということで、ちっちゃな1番で、小学校における社会体育としてのスポーツクラブチームが競技中心で過熱傾向に、私の目から見るとみえますけど、何か問題はないんでしょうかということが第1点。

第2点目、優秀な成績を収めたチームは大会出場の補助金があります。その補助金制度が、本当にスポーツ愛好の人たち、子供たち含めて知られているのか、どのような形で周知されているのかと、それとこの財政難の時代にその補助金制度は今後やはり子供たちのことを考えて増額の方に進まれるのか、あるいは減額、どちらのほうに進まれるのかということが第2点。

第3点は、体育支援員というものが配置されております。その役割と、その配置されたことに伴う成果、あるいはどのような目的でということ、簡単にわかりやすく説明をしていただきたいと思っております。教育長、お願いします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 1番議員、久保田恒憲議員にお答えをいたします。

児童数の減少によりまして、小学校単位でのスポーツクラブの組織が大変難しくなっている地域がございます。児童の意思を尊重しながら、クラブに加入することが任意となっておる関係上、近年は他校のクラブチームへ参加している児童もあり、小学校においてもいわゆるクラブチーム化が進んでいると捉えております。この練習の過密について御指摘のとおりですが、少し長くなるかもしれませんが、私のほうとしてはよい点として3点。

1つ、目標を持つこと、目標に向かって努力する、力を合わせることを体感している。2つ、異学年の集団の中に入り、子供同士で育ちあっていくことで、身につける人間力。3つ目は、礼儀正しさ、スポーツマンシップを身につける等、青少年の健全育成に貢献をしていただいていると思っております。

一方、問題点として挙げられることに、5つ私自身が捉えております。

1つ、練習時間の長さ、児童としての成長過程の体力として心配をしております。2つ、心身ともに練習漬けになる傾向があり、土曜日曜も何らかの活動が計画される中で、家族や地域の活動と縁遠くなっている日常生活を心配します。3つ目、小学校段階で一つの種目のみに打ち込み過ぎて、中学校に進学してその種目をしたくないという生徒も幾らか出てきている。4つ目、児童数の減少で、入部する学年を下げざるを得なくなっている。体力の差の見られる中での活動でのけが等の不安。5つ目、島外へのいわゆる遠征時の費用も一部保護者には過重負担になっていないか等、考えております。

長い練習時間と練習漬けによる疲労の蓄積で、翌日の授業に影響が出ているとの声も少しは入っています。ある学校では、1週間のうちの1日を練習休みとする取り組みをされたところもございまして。子供たちはその分、その日は図書室から本を1冊以上借りて読むように充てられております。監督コーチと学校側の話し合いでそのような方向を取り決めておられます。練習日に集中して練習して効率を高めようという試みだと思っております。

クラブの指導者の熱心な指導を見ていたら、なかなかそういう相談を持ちかけられないと、保護者や学校側は思っておられるようで、大変課題としては重いようでございます。これは、県下の教育長会や学校教育課長会でも県下全般にわたって、この過熱傾向にあることが課題となっていることもつけ加えておきます。指導者の皆様や関係者の皆様で、子供たちの長い将来を見据え

たスポーツクラブのあり方を協議していただきながら、改善を図っていただけたらと思いますし、市教委としてそのお手伝いができればいつでも相談に乗りたいと思います。

大きい2つ目の大会出場補助金制度の周知方法と補助額についてでございます。

これまでもいろいろなスポーツジュニア関係の団体の中で、社会教育課の職員のほうから口頭での説明をしてきております。過去10年以上にわたってきておりますが、この申請は今まで漏れたことは割とございません。仮に申請が遅くなった場合も受理をいたしましてその分についての支給をしておりますので、今のところ申請漏れのままでその年度を終わるという形はないので、ジュニアスポーツクラブ等島外へお出かけになるクラブの指導者を含め関係者の方々には結構周知が行き届いているものと捉えております。

費用につきましては、現在500万円の予算を組んでおります。平成23年度の実績が521万円とほぼそのことを上回る程度の子供たちの活動実績がありました。この予算額につきましても減額は考えておりません。同じ範囲でまず維持はしていきたいと、こう考えております。

3つ目の、体育支援員が配置されていることについての役目と成果についてでございます。

本年度の8月1日より県の緊急雇用対策事業の一環として、各市町に1名を基準に予算化をされたものでございます。壱岐市においては、市内の1小学校に1名配置をしております。体育支援員の役目は、小学校の体育授業や体育的活動の計画についての支援、用具・場の準備を行い、担任とのチームティーチング体制で体育授業の指導に当たっております。また、児童の体力向上を目指した運動の習慣化を図る取り組みを行う役目も担っております。

期待される成果といたしましては、1つ、充実した体育授業実践の結果として児童の体力が高まること、2つ、運動好きな児童が増え運動をよくする児童としない児童の差を授業中でも解消していくことが図られること、3つ目、目が行き届いた授業展開となり安全面の強化が図られている。現在配置されている学校からは、よりきめ細かな指導ができるようになったとの報告を受けております。

この体育支援員は教員の免許を持ち、加えて体育の免許を持っている者が望ましいということではなっておりまして、壱岐の場合の配置はその両方を兼ね備えた者を現在のところ配置をしております。

残念ながら、24年度の単年度事業でございますので、せっかくの成果が次年度に引き継げるかどうか課題として捉えているところでございます。

以上です。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 現状把握はされてるとは思います。ただ、私がなぜこういう質問

をしているかと言いますと、私が少年スポーツに関わってからもう30年以上なりますからね。その中で、まず私も関わる中で、他人様の子供を預かる以上はやはり自分なりに勉強もしなくちゃいけないということで、いろんな資格を取ったりそういう関係団体に入ったりそういうことを続けてきたわけです。その中で、現在の小学校のクラブチームのあり方っていうものが問題視されてから、壱岐の中でももう10年近くなります、はい。ですから、その現状を教育長が把握されているかどうかということで第1点目のこの質問をしております。

もう本来ならば、その問題点は解決に向けて動き出してはいけない時期なんですよ。私はもうかなり前に社会教育委員っていう立場にありましたときもそういう中でそういう話をしました。小学校の校長先生にも。小学校のスポーツクラブのチームは他でやってる小学生と同じ社会体育としての位置づけなんですよね。ところが、関わっている方が学校の先生であったり、練習場所が学校であったり、学校がやはりそういうことで取り組むことによってその学校中心に結成されているクラブチームがオフィシャル、公式、あたかも公式であるかのようにとられている、そういう現状があるのでそのような問題点も私は訴えてきました。ほとんど前進をしなかったのもう一回今回ここで取上げたわけです。

小学校の生徒が、人数が減ってきたからほかの学校と組む、あるいは低学年化する、それはそれでいいんですよ。ただし、言われたように、子供のスポーツを1つの競技スポーツをやり続けるっていうことが子供たちの発育発達の段階で好ましいのかっていうことは、既に好ましくないっていうのは出てきているわけですよ、先ほど言われましたように。体育支援員もそういう形で配置されています。ですから、そのような中の対応の中で、私が今度は2番目に係る大会出場補助金制度の周知方法と今度の補助額っていうことを質問したのは、現実的にどのように周知されてるかという、関係者、今までもらってる団体にだけ周知されているんですよ。わかります。

私が平成17年3月2日に壱岐市ジュニアスポーツ関係団体協議会（仮称）というのに声がかかり、行きました。趣旨は、今まで4町がそれぞれにスポーツ参加補助金を出してたと、それを一つすり合わせしてやりたいということで集まっていたと。そのときは、私が、このときは5団体くらいだったんですよ。それまでは4競技団体が年間300万円、400万円、200万円か何かの補助金を使われてたわけです。

私は、初めて何で呼ばれてたかもわかりませんでした。ただ一応100名以上のその頃生徒を抱える責任者として呼ばれたんだろうと思ったらそういう補助金が既に使われてた。その中で、今まで1万円くらい1人出ていたのが9,000円にしたいと、今後市も行革の一環としてその補助金も削減したいというような話も出ました。私がそこで言ったのは、「削減もいいですけど、今までこういうことを、制度を知らない人たちもいるでしょう」って、私は知らなかったんですから。「じゃあ、知らせてくださいよ」と、「ほかの競技をやっている方もこういう補助金制度

があるんだったらそれを使うかもしれない」と、「もっと多くの人に知らせてくださいよ」というような話をしました。

それと、そのときに、でも、どんどんどんどん協議が増えていっても大変だから、やはり整理することも必要じゃないですか、県体に行くのはその当時の実施要綱では吉崎市で予選をして、優勝、準優勝で出場権を得たところが補助金対象だということだったので、「それでいいんですか」と、「これじゃあひょっとしたら大きくなるかもしれませんから」という提案をしたら、その次にはその枠が広まってきました。現在は、吉崎市において予選会を経て出場権を獲得したチームに出すようになってるんです。1位、2位じゃなくて、例えば県のほうが3位、4位までいいですよって言ったら、その4位もいいんですよ、3位もいいんですよ。そうすると、大きな大会を当然目指して燃えますよ。

加えて、私が一番最後に呼ばれたのが20年7月17日です。それまでは17、18、19と呼ばれてました、20です。18年度から仮称じゃなくて吉崎市少年スポーツ関係団体連絡会議という名称になってました。今は24年度ですよ。だから、この間社会教育課に電話して、「最後は20年7月17日になってるけど、その後やった」と、「私呼ばれてないけど」という話をしたら、「いや、これはやってませんでした」と、ということは周知されてないということですよ。今まで知っている人たち、頑張れば県に行けるぞっていうその人たちは当然目指します。しかし、どっかで、学校じゃないところで何かいろんなスポーツやってるかもしれません。その人たちは知らないですよ。

ですから、周知はどのようにしていったるんですかと、やはり制度をつくった以上、公金を使う以上、それは多くの人にまず周知するのが普通じゃないですか。その周知についてもう一回。それと、はい、まず周知に、方法について教育長がどのくらい私の今の意見を聞いて把握されているか、ちょっとその点をお願いします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 今のお話を聞きながら、私としては市内の各指導者を含めた団体のほうでは結構周知をされているものと受けとめておりました。あるいはその指導者の引継ぎの中でそのような形がなされ、幾らかこの補助金を交付されている団体が広がっているものと受けとめておりました。

例えば、野球ですと12団体、バレーボール12団体、ソフトボール7団体、ソフトテニス13団体、剣道4団体、卓球11団体、サッカー1団体、バスケットボール2団体、そして吹奏楽という文化活動にも1団体、合計今63団体に先ほど申し上げます521万円の補助額を出しておりました。御指摘のことを帰りましてもう一度社会教育課と相談をしながらこれからのいる

いろな会の中で、見やすい、わかりやすいパンフをつくりながらその周知の徹底を図りたいと思います。ありがとうございました。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 今まで私がこういう立場じゃないときにお話をしたことが本当に取り上げられていたんであればよかったわけです。それは、今団体が多いのであって、競技団体が同じ競技団体なんですよ。

それで、私が思うのは、県体とかいうのが、私スポーツ関係はさっき言いましたように詳しいんですよ。その中で、例えば県体っていうのは、本来ですと県体っていうのは一個なんですよ、御存じのように。正式に、例えばあるのは競技として、極端に言えば全日本選手権に通じる大会の県っていうのは1つなんですよ。あるいは予選会はあるかもしれませんが、要するに、私が言いたいのは冠大会がどんどん出てくるんですよ。歴史ある二十何回何とか大会、次は第1回ジュニア県大会、次は言えませんが、企業何とかカップ県大会、どんどん増えてきてるんですよ。ですから、そういう現状は見ないといけないじゃないですか。これは1つの競技団体が以前の16年までの派遣要綱にすると優勝、準優勝、だから、私に言わせれば1競技において年間派遣する大会は2大会に限るとか、そういうふうにしていかないとそれこそ競技団体っていうのは大会を盛り上げたいですからね。極端に言えば門戸を広げるんですよ、参加しやすく。その都度県大会だからって補助金出してたら市の財政もたないですよ。もたないってそんなに何千万もならないけど。

先日質問がありましたね。学校図書費二百何十万、こんなの一競技団体とか複数の競技団体で少し整理すればすぐお金出ますよ。

もう1つ、なぜ私がこれを取り上げたかと言いますと、先日議会報告会の中で消防団の消防団経費、県大会とかそういう県大会費はあると。でも、こういう大会費は少し抑えてでも子供たちのスポーツの補助金のほうに出してもらえないかっていう意見があったんです。ああ、保護者も非常に遠征費に苦労してると、ああなるほど、一般市民の方はやはりそういう認識だなと思ったわけです。それは、もらってる人たちは、言い方悪いけどもらって当然だと思われると思うんです。しかし、先ほど言いましたように周知されてなければ、私みたいに、え、今の間にこんだけの金を使って、もっとその枠を広げようとしてるのかと、それでいいんであれば構いませんけど、もう1つ言わせていただければ、アマチュアスポーツの原則っていうのは身銭を切ることですよ。自分の楽しみのためにやるんですから、大人だろうと子供だろうと。そこに手厚い補助が必要ではないとは言いませんけど、少なくとも公平公正に周知なり補助金の支給なりしていくように持っていくのが教育委員会の立場ではないですか。私の意見が間違っていれば間違ってるで構

いませんけど、その点について教育長、見解をお願いします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 議員御指摘のように、23年の実績でちょっとお話をさせていただきますと、先ほどの各種団体が出かけております。その中で同一チームで県に出て、多くてもそれは3回に一応とどまっております。よって、議員の1つの提案としての2回という形の中に標準化、平準化していくとすれば、そういったところに落ち着きそうな気もいたしますので、1つの検討課題としてその分をさせていただきたいと思います。

なお、壱岐市の場合も各種のジュニアの大会等が空いている日を見つけてはつくられて実施され、その上位チームに何とか県大会への出場権を付与しようという、指導者が、あるいは申し合わせ事項等がそこに出てきて、1位、2位にとどまらず、3位ないし4位のチームにもそういう体験を踏ませようという配慮を、私どもは青少年健全育成の中での一つの場として捉えておりましたので、割と重要な形でできておったところでございます。そういった点も含めながら、より多くの子供たちにその体験を積む、またそのためには周知をしっかりとしなければいけないということは深く認識をしたところでございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 青少年の健全育成、じゃあ学校の関係、先ほど言いました同じ社会体育でありながらこういうところの補助を受けてなかったり、あるいは学校のところでやっている団体以外は青少年の健全育成をしてないんですか。要は、いらんところでやってるんですよ、青少年の健全育成と言いながら。その中で、私が言いたいのが学校の付近で行われるものだけが特別じゃないと、それは私が言うんじゃなくて教育委員会が言うべきでしょうということです。費用もこういうふうに出ますと、でもこれは多くの人に学校じゃない、いろんな社会体育でやっている人に、子供たちにあるんですよということを教育委員会のほうで今まで広く周知していなかった、そこをどういうふうに考えられているかっていうことなんですよ。スポーツが嫌いな子もいますからね。無理して、チームが成立しないからって無理している子がいるかもしれせんよ。勉強のほう得意な子がいるかもしれないじゃないですか。そういうのは、そういう問題点は学校なり教育委員会が把握して何か問題の解消をすべきじゃないかっていうことをお話をしているわけです。でも、この点については結構です。私はスポーツを否定する者ではなくてスポーツを応援する立場でもありますし、ただ、その中で言わなくちゃいけないことはやはり平等性であったり、それからやり過ぎたらけがをしたりとか、そういうことをお伝えしたかったわけです。ですから、ぜひ教育委員会の責任は重いので、社会体育に関してもしっかりとした対応策

をとっていただきたいと思っております。

3番目の体育支援員制度、これは今年の6月22日に長崎県の予算委員会である女性議員が質問してました。以前は体育コーディネーターと言っていたけど今回は体育支援員って名前に変わっているけど、それを活用した長崎市内の小学校の先生から非常に良かったと、本当にいい子ができたから単年度に終わらずぜひ今後ともそういう制度を活用してくれないかっていう意見でした。

教育長、先ほど言われたように、体育の免許を持ってて体育が専門であってというのはちょっと違うと思いますよ。スポーツ基本法にいうそのいろんなスポーツの今流れは、細かいとこまで覚えてませんが、学校で補えないものはそれぞれ地域の専門家を活用して、で小学校時代に培わなくちゃいけない神経系の発達っていうんですけどね、コーディネーショントレーニングとかそういうものを地域の人たち、そういう専門家あるいはそういう人たちを活用して取り組みなさいっていうふうになってると思います。それはどんなスポーツでもそうです。学校の先生、免許を持ってないといけないっちゃうことは、それは学校の正式な授業だったら、授業ちゃうか必要なあれだったらとか、小学校のときに体育を、小学校は本来は体育の専門家がいるっちゃう、必要だっちゃうのが私たちスポーツ関係者の訴えなんです。それは小学校の先生はオールマイティーですよ。その中で体育の得意な先生がいらっしゃるでしょうか。すごい得意じゃなくて、多分いらしゃったとしたら、私はサッカーがすごかったとか野球がすごかったと、そうじゃないんですよ。

ですから、これが単年度であれば次年度、極端に言えば地域にそういう人たちはいないとか、安く、安くってちょっと語弊がありますが、パートでもいいですいろんな形でそういう人たちを有効活用して、要は子供たちの体を動かすことの大切さを植えつけるっちゃうことが第一条件ですから。

先ほどの中でいろんな効果以外、言われましたね、いい所と悪い所、勉強のことも言われましたけど、けさの読売新聞で全国学力テスト、その分析で小学校6年生分析したら少数点とか掛け算とか割り算が苦手だと、国語は書く力が不足していると。5年生までにちゃんとしとかないといけないことがおそろかになってるよと。これじゃいかんということで今から分析されている対策は練られるんですけど、それも一つ付け加えておきます。それがもしさっき言いました過熱すぎるスポーツクラブがその一要因だとしたらそれこそ問題ですからね。ほかにもあるんですけどね。今回は小学生のスポーツの現状と大会出場補助金制度については終わりますけど、先ほど言いましたように、今減らさない方向ってということなので、多分多くの今までもらわれてる方はほっとされてると思います。

じゃあ3番目、交流人口増加策として観光サポーター制度を提案していました。ここにもう書

いてあります。年度ごとのサポーターで、このちょっと字が間違っています。誘客数の「ゆう」は「遊ぶ」じゃなくて「誘う」でした。申し訳ないです。その実績に対しての評価と対策、過去の経緯に照らし、今後の取り組みはということで、過去にも一般質問でも私は市長にお話をしました。市長は提案って言われたから、私議員になる前にこれ提案して、議員になってからとにかく進めているわけですけど、現状はどうなのかなということです。それをまず現状のこの1、2、3を、ここに書かれているとおりもう簡潔に答えていただいて、ちょっとまたお話を進めさせていただきたいと思います。市長、お願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 久保田議員の3番目の御質問、観光サポーター制度についてでございますけれども、1番目の年度ごとのサポーターによる誘客数はということでございます。

この制度を創設いたしました平成21年度以降におきます年度ごとの数を申し上げます。平成21年度、サポーター4人、誘客数94人、平成22年度、サポーター3人、誘客数60人、平成23年度、サポーター2人で誘客数46人、この今申しましたサポーターの数は実際に誘客していただいた方の数でございます。現在登録されているサポーターの数は4人でございます。

正直申し上げます、本制度はなかなか市民の方々に浸透していないのではないかと感じております。この現状を考えまして、実は次の対策を講じてまいりました。

まず、平成22年4月にサポーターとなる登録要件について、より市民の皆様がサポーターとして登録しやすくなるように登録に必要な誘客数を10人から5人に減じております。また、平成23年10月にはサポーター制度の運用を委託しております壱岐体験型観光受入協議会とも連携しながら、市民の方々になるべく負担をかけないための手続のため、手続の簡素化などを行いました。このことによりまして、お客様の宿泊先とのやり取りを同協議会が行うよう制度を改正したところでございます。

また、周知につきましては、平成23年10月に運用の見直しを周知するチラシを新たに作成し、合わせて委託先の受入協議会職員がケーブルテレビの行政情報コーナーへ出演いたしまして制度の周知を行いました。加えて、平成24年3月には市内全世帯回覧により市民皆様への周知に努めてまいりました。

これらの取り組みによりまして、市民の皆様方からの問い合わせも以前と比べますと徐々に増えておるところでございますけれども、制度自体の市民皆様への認知がまだまだ足りないと認識をしております。今後もサポーター制度の運用を委託しております体験型観光受入協議会とさらに連携を図りながら本制度の周知徹底に取り組んでまいります。

先ほど、ケーブルテレビ、いろいろ話をいたしましたけれども、このケーブルテレビの活用に

ついても十分考えていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） あのですね、じゃあ、市の皆さんされている、幹部の皆さんとか、あるいは市の職員、どなたかサポーターになられている方ちょっと手を挙げてもらえます。観光受入協議会に任せてる連携じゃなくて、私前に言いましたよ。市の職員500人いるんだったら、その職員がちょっと子供たちも島外出てるんですから、帰ってくるとき誰か友達来んかとかネットワークで誰か呼んで、そりゃあ1人呼んだって500名ですよ。泊まらせて3万使ったら、2万使ったとして計算が難しいから、1,000万ですかね。だから自分達からやらないといけないじゃないですか。私やってますからね。これ、私も100名近く呼んでますよ。ただ登録したのは県民体育大会はその対象にならないんですよ、残念ながら。だから、その40人ぐらいはもう浮いてますけど。自分のことじゃないですか。結局、ずっと見て補助金もいいんですけど、家の中でも入ってくる給料が減ったら出す支出も減らすでしょう。で、何かアルバイトとかないか、何かないかって稼ぎを考えるじゃないですか。

この質問をしたのは、やはり議会報告会で、ある方が「議員ってのは生産性がないから人間減らしなさい」と言われたんですよ。ああ、そういうふうを考える人もいるなど。でも、市の職員でも公務員ですから儲けることができなくても、我々だって一生懸命いろんなことを提案したり一生懸命やって、市の人たちの売り上げが大きくなって税金が増えるようになれば生産性あるじゃないですか。そういうことでこれを提案してるんですよ。私たちもできるわけです、金もかからん。だから、まず市の幹部の人、例えば企画振興部長はそれが専門だからそれは対象外とか、観光商工課の職員は対象外となってるんですよ。でも、それ以外はみんな取り組んでいいじゃないですか。ですから、ぜひもう一回市長が声をかけられてとにかくやってくれ、多分やられてるんですよ。個人的にやってるんですよ、間違いなく。でも、そしたらせつかくある制度だったらそれに登録して数として残してください。そうしないと、「いや本当俺もやった」と、「俺も呼んだ」と、「何人も呼んだ」とって、形がなければ説得力ないでしょう。ですから、今までは各自努力してたけど、今後はこの観光サポーター制度を職員も最初何人、5人呼んで、なるべく登録するように、5人呼べなくてもいいじゃないですか。1人しか呼べなかった、2人しか呼べなかった、呼ぶことの難しさがわかっただけでもいいじゃないですか。ぜひ、それ市長、声をかけてください。それ声をかけられるか、かけないかだけの返答をお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おっしゃるように市の職員は登録をしておりません。しかしながら、議

員おっしゃるように、この観光のみならずすべてのことについて市の職員は実際に行動はしているわけです。ただ、こういう制度にはサポーターに手を挙げて名を連ねなさいという御意見でございます。観光サポーターだけではなくていろんな制度がございます、それぞれにやはり得意分野もあるかと思っておりますので、この観光サポーターについて再度IPKというのがございますけれども、こういう御意見があったということでそれにぜひ賛同してもらえないかということとは伝えたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） わかりました。とにかく、じゃあここにいらっしゃる市の幹部の皆さん、ぜひ次回は、3カ月後じゃ厳しいので半年後ぐらいに私がもう一回質問しますから、それまで私と皆さん方と競争しましょう、誘客を、よろしいでしょうか。よろしい。まあ、ぜひそういう気持ちでやっていただきたいんですよ。今できることを一緒にやりましょうということなんですよね。国の指示とか県の指示とかじゃなくて、今自分たちでできることは一生懸命取り組みましょうということをお伝えしてるわけです。そういう面では多分反対はないですよ、はい。じゃあ、次の機会にぜひ誘客人数が増えていることを期待しまして私の一般質問を終わります。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

.....  
議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時25分といたします。

午後2時14分休憩

.....  
午後2時25分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの呼子議員の岸壁の階段についての説明を後藤農林水産部長よりお願いします。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 先ほどの呼子議員さんの質問の中で、補助率はどういうような御質問がありましてお答えすることができませぬに申し訳ございませんでした。

今、これまでのものと調査してまいりましたので報告をいたしますが、湯ノ本漁港につきましては国が60で県が9%の69%、それから八幡の柏崎につくっておりますが、これが漁村再生交付金事業でありまして、国が60、県が10の合計70%でございます。それから、山崎が強い水産業づくりでつくっておりますが、これが国が50で県が17.5%の67.5%、それからもう一つ、大久保ができておりますが、これが国が55%、県が11.6%の66.6%でござい

ます。

今後考えられる事業といたしましては、強い水産業づくり交付金というようなもので計画をしていかなければならないというふうに思っておりますので、約70%弱の補助率があるのではなからうかと思っております。

以上でございますが。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 一般質問を続けます。

次に17番、瀬戸口和幸議員の登壇をお願いします。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 登壇〕

議員（17番 瀬戸口和幸君） 私は2項目について市長に質問をいたします。

まず1番目は野犬の駆除対策について。これにつきましては、最近非常に私の近辺を中心にしていろいろ聞いてみますと、野犬がすごく徘徊しているということで何らかの対策を講じないと非常に住民も不安に思っておりますので今回質問することにいたしました。ということは、まず状況、最近の状況から触れたいと思います。

今朝も私の店の近くを1頭走りました。昨日の夕方、前のほうも白い犬が走りました。昨日のと今朝のはまた別でございました。二、三日前には3頭がグループになりまして、ちょうど私自分のうちの犬をちょっと散歩さしとったら、まあ大丈夫だろうと思って鎖を外しとったら、先の方で騒ぎ出しましたので走って行きましたところ、3頭が群れをなしてうちのに襲いかかろうとしておりました。1頭は、小さいのは逃げました。私が行きましたら真ん中のは逃げました。一番強いボスはうちの犬とちょうど対峙しておりました。私が行った時点でその犬は逃げましたが、うちのが追っかけて行ったもんですから私捕まえるのにちょっと苦労しましたけど、どうにか連れ戻しました。

そういうことで、それから聞くところによりますと、武生水地区ではお年寄りが野犬にかまれたということをお聞きしております。それで、近くの人野犬の被害ということを知って見ましたら、道路でたぬきがやられてるのは見たということです。たぬきはやってもいいんだと思いますが、家で飼っている猫が五、六匹まとめてやられたという状況がありました。今は猫ぐらいでもいいんですが、御存じのとおり次は何を襲ってくるかわからない。一番人畜の被害です。特に、子牛等を襲う可能性がないんだろうかと。それから人に対して、特に子供等、学校帰り等にどうだろうかとということでちょっと憂うわけです。

御存じのとおり、野犬にかまれますと狂犬病というのは御存じかと思いますが、幸いにしてここ50年来日本では国内での発生はないそうでございますが、国外から旅行から帰った人が40年前に発症してということで、狂犬病の恐ろしさについては皆さん御存じかと思いますが、こ

れにやられると100%近くの方は亡くなるということをたします。

このために国としては狂犬病予防のためにやってる、市でもやっておられるようでございますが、その予防の受診率は日本国内では50%らしいんですよね。吉岐の場合はどうかちょっと私は把握しておりませんが、市でも年に1回やっておられるのでどのくらいかは、結構やっておられるんじゃないかと思います。

このために、野犬の捕獲のために調べてみますと、年間460万円ぐらいつぎ込んでおるといふことなんです。それで、今は主に箱わなっていうか、これで捕獲が主になってるかと思います。これについても、私も合併以前からずっと野犬が徘徊しとったもんですから町のほうからお借りしてこれと思うところに設置しましたけど、残念ながら捕まえることはできませんでした。かかるのは猫ばかりです、はい。

それで、実際460万円つぎ込んでるけど、その実績はどのくらいになってるのかなと、ここ数年、まずお聞きしたいと思います。

それから、捕獲の方法、先ほど申しますように、今、捕獲のために箱わなを主体にやってるんですけど、どうもこれ問題あるんじゃないかと思います。ということは、猫は近づくけど犬はだめというのは、御存じのとおり、犬は嗅覚が発達しておりますし、非常に警戒心が強いということです。

それから、学習効果といいますか、一回失敗すると絶対彼らは二度と近づきませんね。犬同士がけんかして、自分が一回けんかしたこと、で負けた犬は絶対これ近づかない、相手にしない、これも学習効果だと思います。

そういうことからすると、今のやり方では非常に問題があるということから、捕獲の方法を実際この対策として、成果が上がればまた別です。だけど、先ほどから申しますように、最近の徘徊の状況からして、成果が上がってないんじゃないかということで、実際こういうのに鑑みて実績アップのためにどう対策を考えておられるか、併せてこの3つについてとりあえず質問をいたします。お願いします。

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 17番、瀬戸口議員からの野犬駆除対策についての御質問でございますが、お答えをする前に瀬戸口議員にお願いでございます。飼い犬といえども鎖を外さないでいただきたいと。それがやっぱり野犬になる可能性もあるわけでございますから、ぜひこれはお願いしたいと。また、私のように犬嫌い人間は飼い犬でも怖くてたまらんとです。一つよろしくお願ひしたいと思っております。

さて、瀬戸口議員の野犬駆除対策につきましては、野犬の集団化によりまして子供たちが怖が

っている、または鳴き声がうるさい、そのような相談が寄せられた場合に吉岐保健所と連携を取りながら捕獲を行っておるところでございます。

捕獲実績につきましては、22年度において61匹、23年度66匹でございます。456万円の業務委託を行っておるところでございますけれども、委託内容はこの捕獲だけでございまして、市道等で犬、猫の死骸の回収をお願いしております。23年度実績で247匹、引き取り犬・猫の回収、23年度同じ実績でございますけれども79匹、それに加えて不法投棄物の回収作業を行うといった内容で456万円を委託料として払っているところでございます。

先ほど学習効果とおっしゃいましたけれどもそのとおりでございます、野犬は一度捕獲経験ある場合は捕獲器への警戒心が強くなるために近づきもしないという状況でございます。

平成23年2月から睡眠薬を使用した捕獲を計8回実施をいたしました。まず、数日間餌付けを行い、保健所の獣医師監視のもとで餌に適量の睡眠薬を混入し捕獲する方法でございまして、現在まで8匹を捕獲しております。野犬の捕獲につきまして、今後も保健所と連携しながらより有効な対応策を模索してまいります。

また、野犬を増やさない対策といたしましては、やはり飼い犬が野犬化するということもございまして。登録犬の避妊、去勢手術費用の一部助成を行っているところでございますが、平成22年度のこの避妊去勢術の実績は22年度31件、23年度32件でございます。犬の放し飼いや、小さいときにはかわいいからといってもらってきてそのまま捨ててしまう、こういった状況もございまして。市民の御協力をいただきながら、野犬のいない安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

抜本的な対策、ぜひお聞きしたいものだと思っておるわけでございますけれどもなかなかない、本当に犬は賢い動物でございまして、本当にプラス嗅覚が人間の何千倍かは知りませんが、あるということで、いわゆるもう手に負えないという感じでございます。皆様方の御意見も拝聴いたしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 最初市長が触れられました、私が放したというのはちょっと弁解になりますけど、夕方私いつも自宅に何してるんですけど、夕方店まで連れてくるんですよ。ほいで、そのときつなぎっぱなしだからということで距離にして四、五百メートルずっと先に歩かせるんですよ。そのとき私よりも先に行ってるので、行った時点で遭遇したみたいで、そういう状況でございますので、確かに放し飼いにしてはいかんということはわかりましたが、状況だけを承知していただき、以後注意はいたします。

あと、改善策で特にないということで非常に困るんですが、460万円の使い道については野

犬だけじゃなくて猫の何とか、いろいろ入ってるということなんです、けどもうちょっと野犬に対しての恐さがありますのでそれなりの対策を講じてもらいたいということなんです。それで、犬の生態という、何ですかね、その前に、毒を、毒ちゅうか毒餌をまいてやったことがある。これやることについては、非常に確かに範囲を限定しなきゃいかんということを周囲のことはありますので、非常に制約を受けるわけなんです。だから非常に何ですか、これは確かにだけ効果はあるんじゃないかと思います。それなりのおるところに何する。ただ、私何してるのは、こういうのは、犬は射殺することはだめなんですかね。それはあとで触れていただきまして、それなりの猟友会に頼んで、いそうなところ、夕方、朝とか結構出現してるわけですからそれをやってもらえることはできないかということなんです。

それから、犬の生態、野犬が住み着くところ、よく言われるのは空き家、空き家に住みついておるといことは言われてます。ということは、夜ねぐらとして空き家のところにおるといこととでございます。御存じのとおり、吉岐には空き家が結構できておるわけです。そこらに結構いるということからすれば、地域の住民の皆さんにお願いしとって、どうもあそこらにおるらしいという情報を何して、それなりの要因を何して、そこでねぐらにしてまた子供を生むんでしょう。その子供を捕まえるのが一番手っ取り早いんです、処分の仕方が。前もってそこら付近までやらないと、もう目を開いて歩き回るようになってからじゃ遅い。

私もわなを仕掛けてあつてつかまりませんと言いましたけど、思い出しました。小さい子犬は捕まえたことはあります、はい、子犬は。親になるともう学習効果もありますし、嗅覚も発達していると。子はそれなりのまだ学習効果やってないということからすると、そういうこともあるし、地域住民の皆さんにお願いしてどこらにおりそうだとすることを何して、それなりの、逆に働きかけをやる必要があるんじゃないかと思います。

それから、全体的に駆除の効果としての何ですが、自分がもう犬を飼ったけどいらんばいということで自己理由によって処分するときは、今、保健所に依頼すると2,000円ぐらいとられるそうです、自己理由によって処分するときです。それを、面倒くさいというのもあつて勝手に捨てられる、それが野犬化するわけです。

ということは、以前私のうちにも雌犬がにじり込んできたことがあります。これも捨て犬でした。ということは、私たちが呼びかければ、飼われておった何だから寄ってきたわけです。それはもうきっと捨てられたということからすれば、2,000円取られる何するのはみんなに周知して、全額は市としてやらないでも半分ぐらいは出すからぜひそういうやろうと思つたら、野犬化しないように協力してくれと住民の皆さんに働きかける必要もあるんじゃないかと思います。

それから、家庭の犬、雌に避妊対策、これは市で補助出しとったですかね、はい。それについてもやはりPRして、できるだけ協力してもらおうようにしたらいいんじゃないかと思つておりま

す。

それと、また戻りますが、飼い主の意識改革ということです。野犬発生防止のために勝手に捨てないでくださいよと、本当に処分するときにはこういう処置を講じますからということで申し出てくださいということ働きかける、意識の改革をしてもらうということも必要かと思しますので、市長から何かいい案があればということではありましたが、単なるわなで捕まえるだけでなく犬の生態まで何して逆手でいって、それから学習効果何しない小さいうちに処分すると。それから、住民にそれなりの補助金もあるし、避妊もやってくださいよということで働きかけてはどうかということで、締めくくりとして市長の意見をお伺いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 幾つかの御提案をいただきましてありがとうございます。

まず、犬を撃つということにつきましては、今回イノシシの関係で猟友会長にお聞きをいたしましたところ、水平撃ちというのはもう非常に危険でできないということ、そしてまたライフル、きっと普通の今猟友会で持っていらっしゃる銃ではとても死なんのではなからうかと思えます。ライフルとかそういったものじゃないとできないと思われまます。ですから、射殺ということについては、猟友会長の話を聞いた範囲での答えでございますから、正しい答えではないかもしれませんけれども厳しいということのようでございます。

それから、子供の犬をとということでございますけれども、これは猫に鈴をつけに行くねずみと同じようにこの上なく危険な行為になるんじゃないかならうかと思えます。やはり子供を取られる親というのは、私は前牛を飼っておりましたけど、おとなしい牛でさえもうかかってきますもんね。犬がどういう性格かわかりませんが、恐らく先ほど申しますように、嗅覚のすぐれた犬でございますから、人の気配やったら絶対走ってくると思って、これは危険だと私は素人なりに思うわけでございます。

ただ、犬の処分費用、これについては一考の余地があると思っておりますので、担当課に研究させたいと思っております。確かに、処分費用が高いからもうそのまま捨てると、これは感情として非常に理解できますから、飼い犬を捨てる、その処分費用についてのことについては検討させていただきたいと思っております。

また、飼い主の意識改革、これについてもこれはやっぱ啓発をしていかなきゃいかんと思っておりますのでございます。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） ありがとうございました。確かに子犬を捕まえると危険って確

かにあるかもしれないですけど、一時的に人間が行けば親は逃げるんですよ、大抵、はい。今の野犬の何からすると、3匹、先ほど申しましたよね、3匹親子か何かだと思います。こっち何すると子は残されてますもんね。親だけ先に走ってなんです。そういうのもありますから、ちょっとやってみなきゃわからんですけど、心配する何は、だけど可能じゃないかと。ということは、家庭で飼っておって子犬を捨てようと思って何すれば、親の離れた時期にぱっと取って何するわけです。私も飼っておった何があるからそれはやるんですけどね。それだから、野犬だから何とかちゅうのは、それはわかりませんが。危険があればそれは非常に用心しなきゃいかんですけど、可能性としてはこのうちに処分したほうがいいんじゃないかという発想でございますので、よろしく。

次に移りたいと思います。次は地域防災計画のあり方ということで、またあいつ防災計画かという何かと思いますが、非常に最近の動きからして気になったことがあるもんですから触れたいと思います。

この前のJアラートのテストについては今回はうまくいったということで、非常に御苦労さんでございました。何かありましたら有効に働くことを祈っております。

この前、この防災計画に関する事で市の地域防災計画はいつ頃完成するのかということで質問しましたところ、24年度末を目途にしているということでございました。それで、どうも県の防災計画の指針というのは出たんですかね。ちょっと見かけないものですから、大体6月か7月ということだったんだけど出てないんじゃないかと思うんです。それからすると、これを受けて壱岐市の防災計画はしなきゃいかんので、実際壱岐市にもその何の影響してくるんじゃないかと思っておるわけなんですけど、それはともかくとしまして、特に私今回絞って質問したいのは、防災計画の中で原子力編、原子力災害対策についての同時並行的に、県のはできなくても市の防災計画は策定準備をされてると思うんですが、壱岐市の地域防災計画の中で原子力対策というのをどのように進んでいるか、具体化されておるかということで、進捗度をお聞きしたいと思います。

この原子力編については、9月6日に国で防災基本計画が政府もしくは国会の福島事故の検証報告を受けて国の防災計画の見直しがされました。そういうことからして、また県もそれなりを受けて何する、計画を練り直すんじゃないかと思います。だけど、先ほどから申し上げますように、県を待ってやるんじゃなくて壱岐市としての地域防災計画の、特に原子力編についてはどういう程度までいってるのかと、それが1項目めです。

2項目めは、市の防災計画の成分化というか、来年の3月目途ということになるんですが、これと同時に、計画書完成するのはもちろん3月かもしれませんが、特に原子力災害対策については同時並行的に、優先的に原子力災害対処の大綱及び細部の実施、作動、行動計画を策定すべ

きだと私は思っております。計画後成分化を待って実施計画、行動計画をつくるんじゃないで、災害はいつ起こるかかわからないということからしてやらなきゃいかんと思っております。

その理由なんですが、今騒がれております東海、東南海、南海地震の影響は壱岐にはそうないだろうというのが言われております。ここで3つの大きな何は考慮しなくてもいいと思っておりますが、皆さん御存じのとおり、7年前に起こった福岡市西方沖地震、警固断層の影響ですね。このときのマグニチュードが7.0、最大震度6弱、壱岐の場合は震度5強ですかね。5強ですので、今考えておくべきなのは警固断層だろうということが言われています。警固断層の影響は先々起こるとすれば、この警固断層は2つに大きく分かれておるようでございます。北西部と南東部に分かれてるかな、ね。7年前のは海の部分の北西部が動いたということです。次はともこの影響を受けて南東部、陸付近です。福岡の中心部から大宰府に通ずるのじゃないかと言われております。これで起こるとすれば、30年以内に起こる確率は結構高いということです。だけど、先ほどから申し上げますように、起こるとしてもこの前の福岡西方沖地震程度じゃろうということからすれば壱岐は5強でしたから幸いにして大した被害がなかったんですが、ちょっと火事とか何とか起こってありましたけどもあの程度だろうと。

じゃあ津波はどうかということで、津波はこの前海の部分だったんですが、警固断層は津波が起こるのは縦方向にその断層が割れると起こるそうです。それで、この前起こった海部分は横のずれだったということで、幸い津波はなかったと。陸部の何はとも縦断層の恐れがあるということにすれば、だけど陸の部分ですから津波の心配はないだろうということからすると、壱岐市としては、想定を頼るなっていう原則がありますけど、そう大した地震、津波の災害は、程度は軽いんじゃないかと。じゃあ、残るは原子力災害じゃないかということからして、第一に、先ほどから申し上げますように、原子力災害が発生したときはどうするかということで、第一に優先的にその対処を考えておく必要があるんじゃないかということです。

それで、もし原子力災害、災害起こらないことを祈っております。どういう何で起こるか知りません。地震、津波はともかくとして、テロかもしれない、航空事故かもしれない、もしくは機器の故障、オペレーションミスで起こるかもしれない。そういうことが安全協定で県から壱岐市に通報があった場合、じゃあどういう状況なのか、放射能漏れがあるのか、放射能漏れがあるとすればどの程度なのか、壱岐に被害がある、UPZ内の人に避難を呼びかける必要があるのかどうかという何で情報収集せざるを得ない。もし、そういう放射能拡散の恐れがあるとすれば、避難を指示しなければいかんだろうということです。じゃあ、避難の必要があるとすればUPZ内、30キロ内の人は一時的に、今考えられているのは北のほうに移動すればいいだろうと言われております。

その程度でどうにか終わればいいんですけど、放射能物質の拡散の予測のスピーディーという

ものから予測が壱岐方向はどうも危ないということが出てくれば全島避難的な面まで考えないかなだろうと。私としてはUPZ内の移動を1次避難、それから全島避難的なのを2次避難ということしておりますが、このための1次避難にしる、先ほどから情報収集にどういう体制を取るか、1次避難をするならどうしなきゃいかんか、2次避難をするためにはどうせないかんとすることはあらかじめやっておかないといつ起こるか分からない何からすると、計画の完成を待って次にやりますということじゃ間に合わないと思うわけで、原子力対処法を優先的にしておく必要があるということを提言したいと思います。

それから、これは何の何で、今情報収集から何か起こった場合、避難、1次避難、2次避難、必要になれば動かなきゃいかんわけですけど、これなりの行動計画、最後の実施計画をつくるためには、今の総務課の対処何ではどうもオーバーワークになるような気がするわけです。それからしますと、本当にこれに対処しなきゃいかんと思われれば、情報収集の体制から避難までの策定するために体制づくりを早くやって取りかかるべきだと思います。そのために総務課の人、それから私の案でございますが、消防署の人員等を借り出して、言葉は悪いですけど、数名で早急に危機管理室を設置してそれぞれの原子力に対する細部の実施行動計画を策定する、いざというときにそぐわないようにすべきだと思います。ということは、福島原発でそれなりの対応をしてなかったばかりに住民はいろんな情報もわからないままで逃げまどったわけです。ほいで後から考えてみると、スピーディーの何とかで自分らは逃げた方向が放射能が一番降ってたと、50キロに及んで、飯館村は空っぽです。あそこの付近が一番降ったわけです、後から考えてみると。

そういうこともあり得るということからすれば、壱岐の場合は御存じのとおり海に囲まれています。逃げるとすればどうすればいいのか、特に2次避難が問題になると思います。1次避難の要領についてもあらかじめ決めておかなきゃ右往左往せざるを得ないということからして、以上、大きくは3つあるかと思いますが、防災計画の原子力編の進捗度と、それから地域防災計画の成分化を待たなくて同時並行的に原子力対策についてを優先的に計画、策定すべきじゃないかと。これをスムーズに早くやるためには人員を集めて危機管理室、市長の直属でも結構です、つくってやるべきじゃないかと思っておりますので、大きくは3つについて市長の見解をお伺いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 瀬戸口議員の地域防災計画のあり方ということで御質問でございます。

危機管理、これは私事で申し上げます。行政の最大の責務であると思っておりますのでございまして、この地域防災計画、これについては本当に市民の安全を守るために綿密な計画を

しなければならぬと考えておるところでございます。

現時点での進捗度ということでございますけれども、地域防災計画につきましては昨年の東日本大震災や福島第一原子力発電所事故によりまして壱岐市地域防災計画を特に震災対策、原子力災害対策について避難場所、避難経路などの見直しが必要であるということを考えておりました、本年度中に地域防災計画を見直すことといたしております。

特に原子力災害対策につきましては、長崎県において本年6月に長崎県防災会議が開催されまして、長崎県の地域防災計画、原子力災害対策編が策定されております。その計画を受けまして壱岐市地域防災計画、原子力災害対策編を策定するよう県の計画を参考としながら現在準備を進めているところでございます。

ところで、この原子力災害につきましては、11月17日に県の防災訓練が壱岐、佐世保、松浦、平戸同時に行われる予定となっております。これは玄海原子力災害を想定した防災訓練でございます。壱岐市の30キロ圏内1万6,398人の30キロ圏外への避難、それから原島から、原島はもう30キロ圏内に入っておりますから、原島からの海上輸送、原島の住民の方を原島から脱出させるという海上輸送、それからモニタリングの訓練、釣り客の救難輸送、逃げ遅れた釣り客をどうするかといった部分、それから、けが人、病人の大村医療センターへの搬送、こういったものをメインにいたしまして防災訓練が行われる予定となっております。住民の方々の御協力を賜わらなければなりません。その打ち合わせは10月に予定をされておりました、この実際の防災訓練、こういったものを参考にしながら防災計画を立てていきたいと思っております。

さて、先ほど地震と津波につきましては、瀬戸口議員のほうからお話がありましたように、壱岐にとってはもしかすると余り影響ないかもしれませんが、やはりこれについても私は十分に計画を組んでおかないかと思っております。実は今問題になっておりますのが四国沖から九州沖にあります南海トラフ巨大地震、これに関する津波高や想定浸水区域等の公表がなされております。国が8月29日出したところでございまして、長崎県の最大値は震度5強で、起こった場合、長崎県の場合は震度5が一番強いだろうと、津波の高さは4メートル、そして1センチ以上浸水する面積は1,860ヘクタールでございます。県内で最大震度5強が予測されるのは、諫早、雲仙、南島原の3市でございます。震度5弱が長崎、島原、大村、西海の4市、残り壱岐市を含む14市町は最大で震度4とされているところでございます。

津波の高さにつきましては、壱岐市は調査対象外でございます。資料がないわけでございますけれども調査対象で壱岐に一番近い佐世保市の例を見ますと、佐世保市で3メートル、3メートルが最大であると。津波の到達時間でございまして、最悪のケースで、九州沖で地震が起きた場合ということでございまして182分でございます。ですから、最短で182分

ですから佐世保から壱岐まで何分かかかるかという、そういったことで大方の予想ができるわけでもありませんけれども、最短でも300分近くかかるんじゃないかなという気はいたしているところでもあります。これはまだ私の勘でございまして確実な数字ではございません。今回の南海トラフ巨大地震では壱岐市では大きな被害が想定されておりませんが、やはり地震、津波対策につきましても早く見直しに着手する必要があるという認識のもとに同時進行を進めてまいりたいと思っております。

壱岐市の地域防災計画、原子力災害対策偏の中身といたしましては、県の計画を参考に総則で計画の趣旨、防災関係機関の業務など計画の基本的事項を示し、災害予防対策として原子力災害が発生したときの避難計画や整備しておく対策等を示し、災害応急対策として特定事象が発生した場合の対応などを示し、災害復旧対策として原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策など盛り込む予定としておるところでございます。

この議会の中で昨日御説明をしたこともございますけれども、やはり1次避難の北部への避難、そして議員おっしゃいます2次避難としての島外脱出、そういったものも考えまして、昨日もお話いたしましたけれども島外脱出につきましても港が整備されてないわけでもございまして、そういった港の整備についても県に要望していくというふうにいたしておるところでございます。

さて、3点目の危機管理室をつくるべきじゃないかという御意見でございます。この防災対策につきましても、現在総務課を中心に全庁的に職員の配置を行って対策を行っておるところでございます。このたびの台風16号に対しましても100人余りの職員を配置したということは申し上げたところでございます。

そういった中で、危機管理室の設置の必要性というのは十分認識をしておるところでございますけれども、その管理室を、実は二、三年前に本気で考えたときがございました。そのときにやはり指揮命令系統と、その危機管理室長の立場をどうするのか、またそしてそれを常設するのか、常設というのはなかなか厳しいと、今議員おっしゃいますように、組織としての危機管理室というものの、有事の際にはこういう体制を取るんだということであれば今の体制と余り変わらんわけでもございますけれども、その辺については今のところ研究をさせていただきたいと思っております。

危機管理室の利用性というのは認識をいたしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 津波、地震についての何は、特に南海地震を中心にしてそのときの津波の状況、地震の状況を触れられました。

何回も申し上げますように、全然津波、地震に対しての対処を軽視するわけじゃないんですが、

原子力災害の被害に比べれば相対的に低いんじゃないかと私なりに。それに対してまた議論があればまた別ですけど、だけど先ほどから申し上げますようにUPZに入ってる、そのときに避難の何を必要だということからすれば原子力何とかに重点を置くべきだと。それからいつ起こるかわからない、災害は。

先ほどから申し上げますように、原発、原子力の何は、津波に対しての何は一応対処はしているみたいですが。けど、大丈夫だろうと。だけど、テロがあるだろうし、航空機が落ちて事故になるだろうし、機器の故障によって放射性物質が何するか、オペレーションミスに何するかもしれないということからすれば、やはりもう具体的な何はやっておかないということなんです。

先ほど、16号に対処の百何名を配置してやられたと。これは台風の動きによって大体何できるんですね。できるっていうのは目に見えてる、相手の行動がわかってる、だけど原子力災害っていうのは、放射物質見えません、臭いもしません、音もしません、形としてあらわれません。ちょっとやっぱり災害としても対処の仕方が全然違うと思うんです。それからすると、1例を挙げます。1次避難、UPZ内で、30キロ圏内で、じゃあ避難するとします。

先ほどUPZに関係するので議員の中で何名関係するわけでしょう。5ないし7名、3分の1は関係します。今執行部の皆さん20名ぐらいおられますけど、このUPZに関係している、総務課長は関係するんじゃないかと思います。堀江部長さんはどうですかね。あると思います。まあ、意識の差とは言いませんけど、それなりの何を、危機感をもってやってほしいということからすれば、1例を挙げます。

総務課長、何か1次避難されるように指示された場合、課長は役目から任務を離れるわけにはいかんでしょ。前もって奥さん、家族の皆さんに、「おい、避難するらしいぞ。どこどこに行け」と、「勝本のほうだ」それだけでいいですか。かざはやに行くとか、勝本中学校、小学校に行くとか、霞翠に行くとか、そこら辺ある程度やっておかないと混乱しますよね。初山は全部かぶります。千何名おります。勝本に行けだっとかざはやに集中したらどうしてもお手あげですね。前もってその行く場所を、もう何かあったときは課長の坪触の人はどこに行きなさい、私の地元、市山議員と同じ若松の人はどこに行きなさい、割り振り何しておかんと、国道何して押しかけたわ、収集はつかないわ、想像してみてください。一応集まるのは集まった、じゃあ集まったけど夜寝るのに毛布もない、あるいは食料はどうするんだ、水はどうするんだ、ある程度やっぱり何しとかないと、役場の職員がその避難所としてのコントロールする人もあらかじめ配置、任務分担しとかないと、そのときになってお前たちあそこ行け何とかで間に合わんと思います。それをやるためには、今の総務課の管理は無理じゃないかということをおっしゃるわけですが、そのために細部の計画を何するためには、危機管理室を、今市長は管理室長の役目とか何とか言われましたが、これは今実際その計画をつくるために危機管理室をつくって、実際事が起これば災害対策

本部長は市長でしょう。副市長が補佐されて、そういうことになると思います。危機管理室の室長とはそのスタッフでしょう。そうなるんじゃないですか。そのまま存続したとすればですよ、組織事情は。

今市長の何を受けまして管理室を設けなくてもいいじゃないか、総務課だけでは私そういう何までできないと思ったわけですね、早急にするべきだという観点から。それから、いざというときにはあくまでも本部長は市長であって、管理室その他皆さんはスタッフになると思うんです。この点についてちょっとお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今、原子力災害に向けての危機管理室を早急に置くべきだという御意見でございます。

今議員御指摘のように、誰も原子力災害についての知識を持った職員いないわけでございます。したがって、11月17日のその災害を想定した防災訓練、そういったものを積み重ねることによって、それを参考にしたりやはり私は防災計画を樹立してやるべきだと思っております。危機管理室を設けたから災害が未然に防げるということにはならんと私は思っておるわけございまして、実際の避難、例えばこの地区の人はここに行きなさいちゅうても、親戚が違う所にあつたらすぐ行きますよ。そういったことも含めて、私はただ組織として危機管理室を置くということだけにこだわりたくはないと思っております。目的は危機管理室を置くことではなくて、壱岐市民を原子力災害からどうして守るかということでございますから、私は置かないとは申し上げておりません。十分知っておりますけれども、やっておりますけれども防災訓練、あるいは県、あるいは国の指導等々をお受けしてその対策を講じたいと申し上げておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 言葉尻を捉えるようでございますが、専門家はいないということですね。専門家をつくるために危機管理室で専門的にやってもらうという何ですよ。

それから、今の何では11月17日に訓練に参加すれば、それで何でそれを参考にしたいと、何名派遣されるつもりですか。ただ1人、2人じゃ何でしょう。そういうことから、何回も申し上げますように、何かあればどう対処するか、もう言葉は何すりゃあ勉強してそれらを実際細部の計画に反映させる、つくるを何しなきゃいかんわけです。今また親戚がどこだから何とかしちゃってもできないということなんです。そこが結局統制してやらないとやれないわけです。もう収集がつかないわけでしょう。福島何についてもそれがあらかじめやってなかったばかりに混乱したわけです。それから、二、三日前に原子力安全委員会が解散しました。そのときの渡辺



議長（市山 繁君） 以上をもって、瀬戸口和幸議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） 以上で一般質問を終わります。

これで本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は9月28日木曜日午前10時から開きます。また、明日9月21日は各常任委員会を、9月24日は予算特別委員会を、9月26日は決算特別委員会をそれぞれ開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午後3時20分散会